法律婚を強いられることのない社会へ

ー“家族”という規範との関係ー

新谷　果帆子（1T210471-0）

目次

はじめに

1.　婚姻制度の歴史的変遷と現代社会での課題
　1.1　婚姻制度の歴史、“家族”との関係性
　　1.1.1　結婚にまつわる言葉の定義
　　1.1.2　婚姻制度の変遷
　1.2　現在の婚姻制度
　　1.2.1　現状
　　1.2.2　課題
　1.3　日本の婚姻状況と結婚に対する価値観の変化
　　1.3.1　近代までの流れ
　　1.3.2　現代人が抱えるジレンマ

2.　法律婚を強いられる社会・家族という規範
　2.1　法律婚主義を支える価値観
　　2.1.1　家族制度という秩序・信念
　　2.1.2　恋愛と結婚の繋がり
　　2.1.3　生涯のパートナーを求める心理
　2.2　法律婚主義がもたらす不公平と課題
　　2.2.1　法律婚が前提となっている諸制度の存在
　　2.2.2　日本の同性婚制度が抱える課題

3.　法律婚を強いられることのない社会の実現に向けて
　3.1　婚姻・家族の「社会的役割」に代わる保障制度
　　3.1.1　シングル単位での社会保障
　　3.1.2　ケア単位への給付
　　3.1.3　婚姻制度の今後
　3.2　婚姻・家族の「心理的役割」に代わるシステムの構築
　　3.2.1　婚姻制度からファミリーシップ制度へ

おわりに

参考・引用文献

はじめに

　これまで私は結婚すること、子どもを育てることに対して無条件に憧れを抱いてきたが、大学生になってから「結婚」という仕組みそのものに対して漠然とした違和感を覚えるようになり、純粋に結婚願望を抱けなくなった。それは日本において「法律婚した夫婦」「血のつながった家族」が前提になっているにもかかわらず、婚姻の権利は平等に与えられているわけではないという状況にあると気づいたからである。違和感を抱いたきっかけは主に２つある。

１つ目は現状の日本では結婚や家族の有無によって得られる恩恵や権利が大きく異なり、平等な制度とはいえないことに気づいたことだ。加えて、性的マイノリティの方々が結婚できる権利を求めているニュースを拝見したことや、大学の講義で元々関心のあったジェンダー学や格差社会論、障害学などを学ぶうちに、これまで当たり前に見据えられる選択だと思っていた結婚は平等に与えられた権利ではないことを痛感した。

２つ目は就職活動や周囲との会話を通じて、これまで以上に「結婚」や「出産」を含んだライフプランを現実的に考える機会が増えたためだ。この過程で結婚に対する多様な価値観に触れ、現行の婚姻制度が抱える課題点を痛感したと共に、現行の婚姻制度と多様な価値観の乖離を強く感じるようになった。

大学４年生という人生の分岐点であるタイミングで、改めて婚姻や「結婚の存在意義」について見つめなおし、「一人ひとりが主体的にパートナー関係の選択ができ、それによって不利益を被ることのない社会」を構想したいと思い研究テーマに設定した。

本論文では結婚を婚姻制度の歴史と人々の価値観の変遷を読み解きながら、現行制度の課題を整理するとともに、これまで形態は変わりながらも常に他者との親密圏を築いてきた人々の心理にも着目し、多様な関係性のあり方が平等に保障され、主体的に選択できる社会の実現を目指す。

　本論文の構成は以下の通りである。まず第１章では婚姻制度の歴史的推移を探り、現行制度の基盤となる価値観を明らかにする。加えて現代の新しい価値観にも視野を広げ、婚姻制度と価値観の乖離による現代人のジレンマを考察する。第 2 章では現行の婚姻制度がもたらす影響や課題を整理し、人々の価値観といった心理的観点から婚姻や家族が人々にとってどのような存在なのか、法律婚を迫られている状況との結びつきを考察する。そして第３章では第１章、第２章を踏まえて婚姻の有無に関係なく、誰もが平等な権利を得られ、かつ自由な親密権の構築が可能な社会を実現するために必要なことを自分なりにまとめる。

1.　婚姻制度の歴史的変遷と現代社会での課題

　本章では「結婚」という概念が発生してから現在の婚姻制度に至るまでの歴史的背景をなぞり、現状の「結婚」が当時の人々にとってどのような存在だったのかの変遷を探る。そして婚姻の有無による不平等性を婚姻制度の課題点から洗い出す。

1.1　婚姻制度の歴史、“家族”との関係性

1.1.1　結婚にまつわる言葉の定義

はじめに結婚に関連する言葉の定義を明確化する。本論文では「結婚」「夫婦」「婚姻」「入籍」「法律婚」を国語辞典から引用した辞典の定義と法律上の定義を整理し、本論での再定義づけを行う。まず国語辞典より辞典上の定義を述べる。

「結婚」とは「男女が夫婦になること」
「夫婦」とは「結婚している一組の男女」「妻と夫」
「婚姻」とは「法律上の手続きをとって結婚すること」対義語は「離婚」
「入籍」とは「ある者が戸籍にはいること」[1]「籍を入れること」対義語は「除籍」
「法律婚」は国語辞典上に定義がされていなかったため弁護士法人中部法律事務所の定義を引用すると、「法律上要求される手続きを踏んだ婚姻のこと」対義語は「事実婚」であった。[2]
また、佐藤（2019）によれば法律婚は「結婚」の国家承認である。(佐藤 2019:20)

以上よりわかったことは 3 つある。1 つ目は結婚も婚姻も男女間で行われることが前提となっていることだ。2 つ目は「婚姻」は法律を介した法律婚が前提であるのに対し、「結婚」には必ずしも法的な手続きが必要ではなく、事実婚などの多様なスタイルを含んだ意味合いを持つと言えることだ。本論文でも結婚は結婚している状態や結婚という概念そのものを示すとき、婚姻は法的な手続きを踏んでいる動作や関係性を示すとき、と使い分ける。そして 3 つ目は「結婚」と「夫婦」の定義がトートロジーになっていることから、もとより結婚や夫婦の定義は曖昧なもので、解釈次第で如何様にも変化できるということだ。佐藤（2019）はこのトートロジーの現象について以下のように指摘する。

---

[1] 法的に結婚することを「入籍する」と表現することが多いが厳密には誤り。入籍とはすでにある戸籍に入ることを示し、結婚すると新しい戸籍が作られるため、新聞などでは「婚姻届を出す」と書くことが原則とされている。これは戦前の家制度において「妻は婚姻によって夫の家に入る」と旧民法の条文に書かれていたことが名残である。
毎日ことばplus，「『入籍する』→『婚姻届を出す』」https://salon.mainichi-kotoba.jp/archives/95436　(2025 年 2 月 7 日最終閲覧)

[2] 弁護士法人中部法律事務所、「法律婚（ほうりつこん）｜浮気・不倫・不貞・離婚の慰謝料の用語集」https://rikon-isyaryou.net/words/horitukon/#:~:text=%E6%B3%95%E5%BE%8B%E5%A9%9A%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%81%E6%B3%95%E5%BE%8B,%E5%A9%9A%E4%B8%BB%E7%BE%A9%E3%81%A8%E3%81%84%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82　(2025 年 2 月 7 日最終閲覧)

「結婚において最低限必要なのは２人がお互いに『結婚』しているという認識を持っているということだけだ。だから、個々がどう『結婚』を認識しているかによって『結婚のかたち』が変わってくるのは当然で、各カップルの『結婚のかたち』について他人がとやかく言う筋合いはない」（佐藤　2019：13）

ここから結婚や夫婦のあり方が今後も社会の変化に合わせて柔軟に変化していける可能性があることが読み取れる。
そして婚姻の手続きが完了すると「家族」になる。ここで国語辞典上の「家族」の定義も記す。

「家族」とは「夫婦・親子・兄弟など、血縁・婚姻関係で構成された人々の集まり」とあり、法的な定義はない。他の辞典では「共同生活をする」と明記されているものもあり、定義は曖昧である。次に法律上での「婚姻」の定義を述べる。憲法と民法ではそれぞれ以下の通りに定義されている。

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。（憲法 24 条第 1 項）

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕（憲法 24 条第 2 項）

婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによつて、その効力を生ずる。（民法第 739 条）
夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。（民法第 750 条）
夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない。（民法第 752 条）

以上より法律では婚姻をするためや、婚姻してからの夫婦生活に対してさまざまな条件が設けられていることがわかる。上記で示した通り、法律婚は結婚を法律のもとで国家が承認するという意味合いが含まれているからこそ、婚姻をすることはつまり法律に沿った画一的な夫婦であることが期待される。したがって現状の法律では同性同士の婚姻や夫婦別姓の婚姻、そして 3 人以上の婚姻などが国家の規格外として排除されることとなる。（佐藤 2019：20）
法律として明確に定められることで徐々に人々にいわゆる正しい・当たり前の「夫婦」「結婚生活」のイメージが出来上がっていったのだと予測する。一方でこの画一的な「夫婦像」は同性婚や夫婦別姓、事実婚などの多様な選択肢を求める現代社会とはそぐわない部分もある。これらの課題に関しては本論文でも再度取り上げる。
また、山田（2019）は、結婚は社会を構成する枠組みであるとし、恋愛のような「感情」の要素はないと指摘している。その裏付けとして用いられた社会科学の辞典での定義は以

下の通りである。

婚姻は「単に一時的な男女の性関係や私的な同棲とは異なり、社会的承認された持続的な男女間の結合であって、その当事者の間に一定の権利・義務を派生させる制度を言う」（比較家族史学会『事典　家族』）とある。（山田　2019:49）

ここから結婚と恋愛が結びつけて考えられている価値観と実際の定義には齟齬が見られ、価値観が独り歩きしている可能性も考えられる。この点に関しても本論文の第 2 章で詳しく述べる。

では現在のような婚姻制度に至るまでにどのような背景があったのだろうか。次節では婚姻制度の変遷について整理する。

1.1.2　婚姻制度の変遷

日本の婚姻制度は時代とともに大きく変化してきた。本項ではその変遷を古代から近代まで、特に明治時代以降に焦点を当てながら制度の背景と変遷を明らかにする。高松（2018）によると、平安時代における結婚は通い婚である「妻問婚」が一般的であった。これは男性が気に入った女性や、女性側の親に許可を得た女性のもとに夜に通い始めることで成立する。平安時代の婚姻の特徴として女性の親が娘の元に通う男性を選別していたことと、相続や地位の継承は聟（むこ）自身の実家との結びつきが強固だったことの 2 つが挙げられる。[3]

高松（2018）は鎌倉時代初期から室町時代にかけて妻問婚を含む聟取婚から嫁取婚への移行が進んだと指摘する。[4] これは平安時代の貴族社会から鎌倉時代以降の武家社会へ変化したことが影響していると考えられており、嫁取婚が主流になるとともに父権も強くなっていった。[5] 父権が強くなることと相続や地位の継承が男子主体であったことを鑑みると、男性側の「家」としての結びつきや「家」の継承を重んじる価値観が生まれることを示唆していると考える。また、高松（2018）は室町時代に嫁取婚と夫方居住がほぼ全ての階級で浸透したとし、江戸時代以降に展開していく女性の地位の歴史的低下の要因がこの室町時代にあると指摘する。ここから武家社会が始まるにつれて女性の地位が下がっていったことと、「家」としての結びつきが強くなり、江戸時代以降に展開される家父長的家族制度の基盤が形成されたことがわかる。

明治時代に日本で結婚に関する制度は大きく変わる。明治 31 年に明治民法が施行され、当時の結婚の形を象徴する家制度が確立する。家制度が誕生した背景には明治 4 年にでき

---

[3] 高松百香,2018,『中世の結婚と離婚：史実と狂言の世界』武蔵野大学学術機関リポジトリ　https://mu.repo.nii.ac.jp/records/814　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

[4] 同上

[5] 「日本における結婚史」冠婚葬祭おしえて net |結婚　主催側　sikisaisai https://sikisaisai.jp/guide/kekkon-kekkon/#:~:text=%E3%81%93%E3%82%8C%E3%81%AF%E5%A5%B3%E6%80%A7%E3%81%AE%E5%AE%B6,%E5%8F%96%E5%A9%9A%E3%80%8D%E3%81%8C%E4%B8%BB%E6%B5%81%E3%81%AB%E3%80%82　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

た戸籍制度が関わっている。戸籍制度は政府が徴税や徴兵といった国家運営の効率化のために国民を把握する目的で作られた。さらに戸籍は「家」を単位として国民を管理する仕組みであったため、家制度を支える仕組みにもなった。[6]「『イエ制度』とは明治政府のオリジナルではなく、それまでの支配層であった武士社会の家族秩序を制度化したもので、『家』および家父制の2つの要素が結びつけられている。武家では基本的に、世襲の家禄に基づいて生計が建てられるため、家の存続が最重要課題であった。」(星野・和田 2010:58) ここから婚姻は「家」の存続・繁栄のために子どもを得ることが目標とされていた意味合いを内包していると言える。加えて明治民法において「夫婦は、家を同じくすることにより、同じ氏を称することとされる」と明記されており、夫婦同氏制が法的に確立されたこともこの時代の婚姻制度の特徴だ。[7] 当時進んでいた女性の地位の低下による男尊女卑の考えも相まって、戦前までの結婚は妻が夫の家に入って子どもを産み、夫の家を存続させることが主な目的であった。現代でも「家業を継ぐ」「〇〇家に入る」と表現されるように、家制度の意識は日本国民の間で深く浸透していると言えるだろう。

以上より古代から近代まで婚姻制度は時代の変化に合わせて制度化されてきたことが確認できた。この近代までの変遷において本論文で特に注目したい点は3点ある。1つ目は「婚姻」と「家」が深く結びついていったことだ。次に一貫として婚姻関係は男女間が前提とされていること。そして最後に明治時代以降の男尊女卑の要素を含んだ家制度の確立により、性別役割分業の概念が生まれたことだ。[8]

では現代の婚姻制度はどのようなものなのか。以下では日本国憲法と民法の現状と課題を整理する。

1.2　現在の婚姻制度

現在も用いられている日本国憲法が1946年に公布され、その翌年に民法が改正されたことによって日本の結婚に関する制度は大きく変わった。

1.2.1　現状

まず日本国憲法のうち結婚に関する記述がある憲法第24条を抜粋する。

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければ

---

[6] 「結婚制度って何？『家制度』ができた背景とは」2023年1月16日　毎日新聞 https://mainichi.jp/articles/20221221/osg/00m/040/001000d　(2025年2月7日最終閲覧)

[7] 法務省「我が国における氏の制度の変遷」https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36-02.html　(2025年2月7日最終閲覧)

[8] 性別役割分業や良妻賢母主義などの概念が生まれた家族をまとめて近代家族ということもある。

ならない。

また、翌年の民法改正では家制度が廃止された。具体的には女性が嫁として夫の家に入るという婚姻状態から、婚姻によって新しい家族が形成されるという考え方に変わり、家族は個人として尊重されるようになった。[9]

憲法と民法の改正によって以前の婚姻と大きく変化した点は2つだ。まず1つ目は女性の地位の向上による男女格差の是正だ。男女同等の権利が認められると憲法で明記されたことや、家制度が廃止されたことによって、性別による格差が改善されたと言える。また以前までは父親に優先的に与えられていた親権も、母親が父親と同様に認められるようになり、共同親権を獲得したことは大きい。

2つ目は家制度の廃止に伴って結婚は「イエを継ぐ」ことから「個人同士の契約」という意味合いに変化したことが挙げられる。具体例として憲法の「両性の合意にのみ基づいて成立」という部分から、以前は結婚相手の選択には父親の許可が必要だったが、家制度が廃止されて以降は夫婦の合意のみで成立するようになったことが挙げられる。上記の点に関して山田（2019）は以下のように指摘する。

「前近代社会では（中略）結婚が家族や親族を結びつけるものになっているというわけです。これに対して近代社会では、結婚は『新しい家族を形成するイベント』です。つまり、個人のイベントという側面が強まったために、結婚は親族の拘束を離れて『個人の欲求充足』や『自己実現の手段』ととらえることができるのです。」（山田　2019:60）

この民法改正に伴う家制度の廃止と社会の個人化の流れは第1章の第3項でも詳しく述べる。

上記の2点を踏まえると新憲法の制定による民法の改正は、女性の地位向上と、個人の権利の尊重をもたらし、婚姻が個人間の契約として再定義されたと言える。

一方でこれまでと変化していない部分も大きく分けて2点ある。まず1点目は「両性の合意のみに基づいて」と明記されたことからも、一貫して婚姻は男女間での契約に限定されていることが伺える。また法的に婚姻関係の有無でカップルの社会的意味合いや受けられる制度に違いがあることも引き続き言える。これらは現状の婚姻制度の課題点として次項で詳しく述べる。

1.2.2　課題

前項では現在も使用されている日本国憲法と改正された民法を取り上げ、社会の変化した面を述べてきたが、本項では未だ解決していない「結婚」における問題を婚姻制度自体の課題と、それに伴う結婚という存在が社会にもたらす負の影響の2つに分けて論じる。

---

[9] ここから第1章第1節第1項の脚注で述べたような「入籍」という意味が誤用されるようになる。　「『社会と女性と法律と』その8」（株）パソナグループ https://nextwave100.net/serialization/society-women-law-08/　（2025年2月7日最終閲覧）

まずは婚姻制度自体の課題について3点に分けて述べる。
1点目は女性の労働を制限していることだ。前節では家制度による男尊女卑の時代から日本国憲法の公布並びに民法の改正によって女性の地位が向上し、男女平等が制度に明記されたと述べた。しかし労働に関しては依然として男女不平等というより女性が抑制されている制度が複数ある。本論文では3つに絞りそれぞれ述べていく。まず1つ目は配偶者控除の制度だ。国税庁によると配偶者控除とは所得税を対象に納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられることをいう。対象者になる人の範囲は①民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当ない）②納税者と生計を一にしていること。③年間の合計所得金額が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）であること。（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）④青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。の4つだ。[10]
実際この納税者は夫、そして対象者は妻であることが多い。国税庁の民間給与実態統計調査によると、2023年度において1年を通じて勤務した給与所得者5076万人のうち、年末調整を行なった者は約91％の4635万人で、そのうち配偶者控除または扶養控除の適用を受けた者は給与所得者の約24％に当たる1203万人である。[11][12] これは同年度（2023年度）の厚生労働省による人口動態統計月報年計により婚姻率が39%とあることとから計算すると既婚者、つまり配偶者がいる人のうち配偶者控除を受けている人は約26%となる。つまり夫婦の4組に1組が配偶者控除の制度を受けていることになる。[13]
これほど浸透している配偶者控除だが、現代の変化した夫婦の形に対応できず問題が起きている。というのも税制改正で配偶者控除が創設された1961年当時の夫婦は妻が専業主婦であることを前提としていた。一方で近年は共働き世帯が専業主婦世帯を上回っている実情がある。[14] [15] そのため、元々は一定所得以下の専業主婦の税負担能力の減殺を調整するために設けられた制度だったが、現在は配偶者控除を受けるために女性が労働を

---

[10] 国税庁、「No. 1191 配偶者控除」2024年4月1日現在法令等
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191.htm　（2025年2月7日　最終閲覧）
[11] %は国税庁のデータをもとに筆者が計算した
[12] 国税庁「令和5年分　民間給与実態統計調査」
https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2023.htm#a-01　（2025年2月7日最終閲覧）
[13] 配偶者控除受給者は必ずしも結婚しているとは限らず配偶者がなくなっている場合などもあるが、今回は配偶者控除を受けている人の全員が結婚しているという仮定のもとで筆者が計算した。
[14] 伊田賢司、「配偶者控除を考える」参議院事務局企画調整室
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2014pdf/20141104011.pdf　（2025年2月7日最終閲覧）
[15] 実際の数値は男性雇用者と無業の妻から成る世帯は右肩下がりで2022年では430万世帯であるのに対して雇用者の共働き世帯は右肩上がりで2022年では1191万世帯である。厚生労働省、2023、「第3号被保険者制度について（共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移」https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001174760.pdf　（2025年2月7日最終閲覧）

103 万円以下の収入までに抑制されてしまう制度に様変わりしてしまっている。[16] 年収 103 万円を超えてしまうと妻が自分で所得税を払うことになるだけでなく、夫側にも追加の税金がかかってしまい、世帯収入がむしろ減少してしまう可能性を防ぐためだ。近代から女性の社会進出が目指され、且つ人口の減少による労働者不足が社会問題となっている中、政府が女性の労働を抑制する制度を維持し続けていることは問題だと言えるだろう。

２つ目として同様の現象が国民年金の第 3 号被保険制度についても言える。厚生労働省によると第 3 号被保険制度とは日本国内に居住している 20 歳から 60 歳未満の人は全員本来であれば「被保険者」とされ、国民年金を法律上納付する義務があるが、第 2 号被保険者の配偶者でありかつ年収が 130 万円以下であれば国民年金の負担を免除されるという仕組みである。[17] この仕組みに関しても上記の配偶者控除と同様に第 2 被保険者が夫、第 3 被保険者が妻であることが前提とされていることが厚生労働省の資料からも明白だ。これは「130 万円の壁」と呼ばれ、上記の配偶者控除と同様に女性の社会進出を阻む原因の 1 つになっている。実際厚生労働省の調査によると、第 2 号被保険者と第 3 号被保険者の夫婦が全体の 44％、次いで第 2 号被保険者同士の夫婦が 42％となっており、後者の夫婦が増加しているものの依然として夫が負担している夫婦の割合の方が多い。[18] これほど国民に浸透している制度の中で女性の労働を抑制しているものがあるにも関わらず政府はこの制度を変えようとしないのは問題だ。毎日新聞によると、厚生労働省は第 3 号被保険制度を直ちに廃止すると不利益を被る人が多いことを理由に本格的な議論は 5 年後に延期された。[19] これはつまり政府は依然として女性の労働を意図的に抑制する傾向にあると言える。

そして 3 つ目は遺族年金制度だ。厚生労働省によると、遺族年金制度は大まかに被保険者が現役期に死亡した時に、その者によって生計を維持されていた配偶者や子等に対する給付のことを指す。[20] 一見これだけでは女性の労働抑制につながっていないように見受け

---

[16] 本論文を執筆中に国民民主党が 103 万円から 178 万円にまで引き上げる主張を行ない始めたが、本論文では「金額」ではなく「制限されている事実」があることに着目をしたい。
[17] 厚生労働省、2023、「第 3 号被保険者制度について（国民年金第 3 号被保険者とは)」 https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001174760.pdf （2025 年 2 月 7 日最終閲覧）
[18] 同上
[19] 「専業主婦優遇『3 号』廃止見送り　厚労省、次期年金制度改革で」2024 年 12 月 12 日 毎日新聞 https://news.yahoo.co.jp/articles/aa52cd9eb02fee3495066487f3d553e34a05d64a（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）
[20] 厚生労働省「6 遺族年金制度」https://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-3j.html#:~:text=%E9%81%BA%E6%97%8F%E5%B9%B4%E9%87%91%E5%88%B6%E5%BA%A6&text=%E2%97%87%20%E5%A4%AB%E3%81%AE%E6%AD%BB%E4%BA%A1%E6%99%82,%E5%B9%B4%E9%87%91%E3%81%8C%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%95%E3%82%8C%E3%82%8B%E3%80%82 （2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

られるが、遺族年金の配偶者と被保険者の定義に問題がある。というのも遺族配偶者を妻、被保険者並びに受給権者を夫と明記しているところから、男性が女性よりも多く稼ぎ、夫婦の生計を立てているという性的役割分業を前提として制度が作られていると言えるからだ。山田（2016）はこの制度について「この制度の趣旨は、正社員男性に扶養されていた妻は、夫の死亡後、再婚して新たに養う男性が現れない限り、国が夫に代わって扶養してあげるということである。」と指摘する。（山田 2016:115）つまり、女性は夫がいる間は夫に養ってもらい、夫が亡くなれば国に養ってもらうということを正当化しており、女性の労働抑制と言えるだろう。さらにこの遺族年金制度の問題は女性が働き生計を維持していた家庭が想定されていないために、女性が亡くなった場合残された男性に向けての支援は全くない点だ。山田（2016）も「妻に養ってもらう現役男性は、妻が死んだら働けという意味だ。」（山田 2016:114）と述べている。

婚姻制度自体の問題の２点目は婚姻が平等に与えられた権利ではないことだ。前項でも確認したように古代から現代まで一貫として戸籍上の男女のみの婚姻しか制度上認められていない。婚姻の権利が剥奪されているセクシュアルマイノリティの方々が実際にどのような困難を被っているのかは詳しく第２章の第２節第２項で述べる。

本項では婚姻が全員に開かれた権利ではないことをセクシュアルマイノリティの例を挙げ立証し、そしてなぜ異性同士の婚姻が前提とされているのかを婚姻制度の変遷と紐付けながら検討する。

男女のみの婚姻しか認められていない理由は２つあると考える。１つ目は同性婚を認めると少子化が進むと考えられているからだ。Yahoo!クラウドソーシングでの調査によると、同姓婚に反対する理由の多くは「少子化が進みそう」というものだった。[21] 確かに一見生物学的に妊娠・出産が不可能なカップルの婚姻を認めると、出生率の低下が加速しそうと考えられそうだが、果たして本当にそうなのだろうか。キム（2024）は以下のように指摘する。

「同性どうしでの出産が不可能なことは、同性間の結婚が認められたからといって、新しく生じる問題ではない。同性カップルの婚姻を法律的に認める結婚制度がないだけで、同性カップルはいまも存在している。（中略）しかも、厳密に言うと、現代医学の発展によって同性カップルでも出産はできる。（中略）ただ、国家が法律の上で『結婚』した夫婦のみを支援しているだけである。だとすると、同性カップルも法律上の結婚ができるようになり、国家の支援を受けることになれば、全体の出生率はむしろ高くなる可能性もあるということだ。」（キム 2024:38）

実際に同性婚を認めた国の中では出生率が上がっている国も下がっている国もあり、同性

---

[21] 松岡宗嗣、2024 年 6 月 21 日「パートナーシップ制度では不十分？　「同性婚」をめぐる日本の状況 #令和の人権」Yahoo!ニュースオリジナル、https://news.yahoo.co.jp/special/marriage-equality/#:~:text=%E8%B3%9B%E6%88%90%E3%81%AE%E7%90%86%E7%94%B1%E3%81%AB%E3%80%8C%E5%80%8B%E4%BA%BA,%E3%81%A8%E3%81%84%E3%81%86%E5%A3%B0%E3%82%82%E3%81%82%E3%81%A3%E3%81%9F%E3%80%82　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

婚の承認と少子化は関係ないことがわかる。[22] しかし長い間結婚と出産がセットで考えられてきた（厳密には結婚が出産の基盤だと考えられてきた）ため、同性婚と少子化を結びつけ同性婚反対の主張を生むとしている。（キム　2024:40）つまり結婚と出産は一体であるから、片方だけだと成立しないという論理だ。しかし国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によると、結婚してから5-9年経過した時点で子どもがいない夫婦の割合は1977年では4.2%だったのに比べて2021年では12.3%という結果になっている。[23] ここからも異性同士の結婚でさえ子どもを設ける夫婦が減少しているのだから、結婚したら出産が伴うという固定概念は見直しが必要な価値観だ。

男女のみの婚姻しか認められていない理由の２つ目は婚姻制度ができた時代では家制度の影響により性別役割分業が夫婦にはあるという考えが浸透していたからだと考える。つまり「男は仕事、女は家庭」または「男が正社員として働き、妻がパートをして支える」というような「能力」ではなく「性別」によって分けられている構図が夫婦の固定概念として考えられていたため、同じ性別同士の結婚が受け入れられないのではないかと推測する。しかし現代では状況がかなり変化しており、キム（2024）は「若い男性の雇用が不安的になる一方、フルタイムで働く女性も増えている。学生には、『主に夫が稼ぎ、妻が専業主婦で豊かな生活が可能なケースは若者の１割もいないだろう』」と指摘している。ここからもはや性別による役割分業は現実には成り立たないことが言える。

以上２点より同性婚が認められていない理由には婚姻には出産が伴うと考えられていること、そして「夫」と「妻」としての性別ごとに見た役割意識が植え付けられていることがあると考えた。しかしそれらは婚姻制度ができた時代背景の影響を大きく受けており、現代社会の状況とは矛盾するため、婚姻が未だに男女のみでしか認められていない現状には疑問が生じる。

婚姻制度自体の課題の3点目は法的に婚姻することでしか得られない権利があるということだ。具体的には既に本項でも取り上げた所得税の配偶者控除や社会保険の第3号被保険者制度に加え、病院での面会権利や医療費控除、財産の相続権、遺族年金制度、子どもの親権、など多岐にわたりかつ人生に置いて重大な局面において法律婚の夫婦に特権が与えられており、婚姻の有無によって格差が生じていると言える。詳しいデメリットについては第2章第2節第1項で述べるが、現状の婚姻制度では婚姻は「単に一時的な男女の性関係や私的な同棲とは異なり、社会的承認された持続的な男女間の結合であって、その当事者の間に一定の権利・義務を派生させる制度を言う」（比較家族史学会『事典　家族』）と社会科学の事典で定義されているような役割をまさに果たしている。（山田　2019:49）このような社会的な権利を得るためには法律婚が必要となっている現状は後に述べる「法

---

[22] 厚生労働省,2021,「国際比較」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/syussyo07/dl/sankou.pdf （2025年2月7日最終閲覧）

[23] 国立社会保障・人口問題研究所、2023年8月31日、「現代日本の結婚と出産―第16回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書－」
https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_reportALL.pdf　（2025年2月7日最終閲覧）

律婚を強いられる社会」を促す原因になり、問題だと言える。

以上3点より婚姻制度は女性の就労を抑制し性別役割分業の名残が拭えていないだけでなく、婚姻をしないと受けられない恩恵や権利があるが故に、法律婚ができない人たちへの差別的役割も担う制度となっていることがわかった。従って現行の制度の廃止と、現代社会に適した新たな制度が必要になっていると考える。次節では人々の婚姻に対する価値観や、人々にとっての婚姻の存在の変化をまとめ、特に現代社会の人々の価値観と現状の婚姻制度の矛盾、ジレンマについて詳しく述べる。

1.3　日本の婚姻状況と結婚に対する価値観の変化

上記では婚姻に関する「制度面」にフォーカスを当て婚姻制度の変遷を辿ってきたが、本節では人々の結婚に対する「価値観」に焦点を変え整理していく。

1.3.1　近代までの流れ

まず結婚の影響力を明らかにするために未婚率・有配偶率の推移を確認し、人々の価値観の変化と比較検討する。東洋経済新聞によると、日本人はもともと未婚も離婚も多く、江戸時代では農村と都市どちらも半数近くが未婚のままであった。[24][25] つまり近現代の皆婚社会は日本で長く続く伝統ではなかったということだ。ではどのように皆婚社会が形成されていったのだろうか。明治時代以降の婚姻状況を探る。

明治期では有配偶率は最も高い年齢の時点で男子 78.8%（44 歳）、女子 79.4%（37 歳）であり、1886 年の男子 28 歳、女子 23 歳の有配偶率の全国平均は男子 53.5%、女子 52.5%であった。[26]

そして人口統計資料集によると徐々に皆婚社会の傾向が見られ、統計が取られた最初の 1920 年で生涯未婚率は男性 2.17%, 女性 1.80%である。[27] 1930 年から 1960 年は男女ともに生涯未婚率が男女ともに 1%台とほぼ皆婚社会が実現した。しかし 1970 年ごろから再び未婚率は上昇傾向になる。最新の統計である　2020 年では男性の生涯未婚率は 28.25%、女性の生涯未婚率は 17.81%となり過去最高を記録している。[28]（図表１）

---

[24] 南和男, 1978,『幕末江戸社会の研究』吉川弘文館より引用先筆者が参照

[25] 荒川和久　2018 年 4 月 1 日「独身が 5 割超､江戸男子に学ぶシングルライフ」東洋経済オンライン　https://toyokeizai.net/articles/-/214690　　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

[26] 速水融, 1986,「明治前期統計による有配偶率と平均結婚年齢：もうひとつのフォッサ・マグナ」慶應義塾経済学会　https://core.ac.uk/download/pdf/145724817.pdf　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

[27] 生涯未婚率は 50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、45-49 歳の未婚率と 54 歳の未婚率の平均

[28] 国立社会保障・人口問題研究所、人口統計資料集 2023 年改訂版、「表 6 性別，50 歳時の未婚割合，有配偶割合，死別割合および離別割合：1920～2020 年」
https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2023RE.asp?fname=T06-

ではこのような未婚率の変動にはどのような時代背景があったのだろうか。本項では前近代、近代、現代と分け、それぞれ述べる。[29] まず前近代では上記で確認した通り未婚率が半数近くであった。この原因は主に 3 つあると考える。1 つ目は単純に男性の人口が女性の人口を大きく上回っており、男女のバランスが不均衡であったことが挙げられる。[30] そして 2 つ目は「共同体」の意識が強かったため、結婚しなくても地域社会や親戚が助け合う環境が整っていたことだと考える。山田（2019）は「前近代社会は親戚や村が何かあったときには助けてくれました。」と述べている。（山田 2019:88）そして 3 つ目は当時の結婚はイエを継承するための手段という意味合いがあったことが特徴として挙げられる。山田（2019）によると、日本では明治から戦前まで社会の基盤が家族共同体であるイエにあったので、結婚はイエの継続を第一の目的としていた。

以上 3 点より前近代では未婚率が半数だった背景には元々男性の数が多いのはもちろんのこと、「結婚」の目的がイエの継承であり、共同体の基盤もしっかりしていたため、家業を繋ぐ以外の結婚には目的がなく、特段として必要とされていなかったためだったのだと考える。

近代社会では人々の中での結婚のあり方が大きく変化し、皆婚社会と言われるような状況になる。その背景と時代の変化を 3 点に分けて見ていく。

まず 1 点目は日本国憲法の公布や民法の改正により結婚が自由化したことが挙げられる。山田（2019）によると、「戦後すぐに日本国憲法ができて、民法も改正され、建前上は恋愛が自由になります。イエ制度を堅持する明治民法にあった戸主の同意の必要など結婚に関するさまざまな制限が撤廃されたわけです。結婚相手を選ぶことや本人以外からの承認に関して、親や地域社会の影響が徐々に緩くなります。」とある。（山田 2019:102）これまで「イエの継承」が結婚の目的とされていたため、親や地域から結婚相手にさまざまな制限があった。しかし憲法の制定や民法の改正により、本人同士の意思で自由に結婚できる基盤が法的に整備されたことは、婚姻が増え未婚率が下がった原因の 1 つと言えるだろう。

2 点目は 1955 年頃から始まった高度経済成長により、日本人の働き方の構造が大きく変化したことが挙げられる。具体的にはサラリーマン化によって親や地域社会の影響力が低下したことと、男性の経済基盤が安定化したことによる結婚の目的意識の変化がある。前者を詳しく見ていくと家業を継承してきた近現代からサラリーマン化が進んだことで、まず家業が衰退する。それに伴い息子が親から自立し親の影響力も衰退する。さらにこれまでは自分の家業を行うため地元に留まっていた若者たちが家を離れて都会に働きに出るようになったため、都市化の進行と同時に地域社会の影響力も衰退した。（山田 2019:103）こうしてサラリーマン化によりこれまで結婚の承認をしてきた親と地域両者の権力が衰退すること

23.htm　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

[29] ここでは前近代を江戸から戦前までとする

[30] 荒川和久　2018 年 4 月 1 日「独身が 5 割超、江戸男子に学ぶシングルライフ」東洋経済オンライン　https://toyokeizai.net/articles/-/214690　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

となり、実質的にも自由に交際・結婚ができることになった。
そして後者に関してはイエから離れて自分で経済基盤を構築しなければならなくなったため、結婚相手（特に女性から男性）に「経済的に豊かな生活を築くことができる」という基準が加わる。当時は高度経済成長期の最中であり終身雇用が前提としてあったがゆえに男性が一生にわたって安定した収入を得られることが期待できていた。自由に結婚相手が選べるようになったことに加え、高度経済成長期が終わるまでは誰と結婚しても戦時中の結婚前よりも豊かな生活を送ることができたからこそ、ほとんどの人が結婚する「皆婚社会」が成り立った。そしてこの流れによりいわゆる「戦後日本の家族モデル」という夫が主に仕事、妻が主に家事という性別役割分業で豊かな生活を目指すという考えが定着したことも指摘したい。（山田 2019：112, 116, 126）
そして 3 点目はメディアなどによる結婚の恋愛化だ。高度経済成長期には恋愛結婚が普及し、見合い結婚も変質し始める。その原因には欧米から入ってくる映画やテレビドラマを通じて「好き合った者同士が結婚する」という概念が浸透したとともに、当時の皇太子殿下と正田美智子さんが恋愛結婚を果たしたことにより日本国民にも恋愛結婚が広く受け入れられるきっかけとなった。（山田 2019：107）ここから結婚には愛情形成が必要であるという意識が普及した。佐藤（2019）によると「日本全体の一般傾向としては、1960 年代から 70 年代にかけて、見合い結婚から恋愛結婚への転換が急速に進んだ」とある。（佐藤 2019：32）[31]　恋愛感情と結婚の繋がりは第 2 章第 1 節で詳しく述べるが、結婚する理由に恋愛が加わることは結婚が自由化した流れと合わせて、より結婚が活発化する要因になると考える。さらに 2 点目と 3 点目の流れが相まって近代での結婚について、山田（2019）は「愛情で結びつくことのできる相手、経済的に豊かな基盤を築くことができる相手というものが、結婚相手の基準として求められるようになった」と指摘する。
以上より婚姻の自由化、恋愛化、そして経済基盤の安定化の 3 点により結婚するきっかけが増えたり結婚に対する制限がなくなったりした。それが未婚率の減少に結びつき、皆婚社会と呼ばれるまでになったと考える。しかし上記で確認した通り、近代の皆婚時代から 1970 年ごろを境に再び未婚率が上昇してくる。この流れの背景には何があったのだろうか。以下の流れを現代での変化とし、上記で確認した戦後日本の家族モデルと比較した現代人のジレンマとして次項で詳しくまとめる。

1.3.2　現代人が抱えるジレンマ

前項では日本国憲法の公布、それに伴う民法の改正、そして戦後の高度経済成長によって社会の構造が大きく変化し、婚姻の目的やあり方も変化した。そして一時は未婚率が 1%台になるほどの皆婚社会を実現した日本だったが、近年の未婚率上昇にはどのような原因があるのだろうか。本項ではその背景 3 点に分けて述べ、その変化に伴う現代人の葛藤・ジレンマについても焦点を当てて述べていく。
1 点目は女性の社会進出の進行だ。1985 年に男女雇用機会均等法が制定されたことがきっかけとなり、女性の社会進出が進み、2 つの変化があったと考える。まず 1 つ目は女性

---

[31] この変化には地域差があり、農村・漁港では 70 年前後に急激に恋愛結婚が進行したが、市街地では 50 年代ごろから恋愛結婚が増加傾向にあった。

が経済的に自立したことで結婚により男性を頼る必要がなくなったことだ。総務省の調査によると、労働人口及び労働力人口総数に占める女性割合は男女雇用均等法が制定された1985年には35.9%だったところから継続的に上昇し続け、2021年には45.5%となっている。[32] 男女の割合がほぼ半々になり、男女の雇用の機会はほぼ均等に近付いてきたと言えるだろう。男女間の収入格差も年々縮まっている。[33] 前項で確認した通り、高度経済成長期には男性の多くが終身雇用で、収入が安定していたのに対して、男女間での就労機会は不平等で女性の社会進出がまだ進んでいなかった。そのため、多くの女性にとってこれまでより豊かな生活を送るための手段として結婚が取られていた傾向にあったことを確認した。しかし、女性の就業率が上昇し、女性自身が自立した収入を得られるようになったことで女性の結婚する目的意識が弱まったと考える。そして２つ目はキャリアと結婚の両立が困難になったことが考えられる。本論文の第１章第２節第２項で確認した通り、現行の婚姻制度では女性の社会進出を抑制する制度がある。そのため、結婚をしてしまうと自分のキャリアを諦めなければならない状況に陥ってしまうことが考えられる。したがって結婚をすることよりも自分のキャリアを優先するという選択肢が生まれ、未婚率の上昇につながったと考える。

２点目は日本の経済状況の悪化だ。 1973年のオイルショックにより戦後の高度経済成長期が終わっただけでなく、1990年代のバブル崩壊、そして2007年のリーマンショックなど日本は不景気が続くことになる。よって高度経済成長期では安定していた男性の雇用が不安定化した。つまり、前項で確認したように当時2つあった結婚の目的である「結婚することによって生活水準が以前より上がること」「経済的な安定を得ること」への期待値が下がり、未婚化につながると考える。これは女性側だけではなく、男性側が未婚を選ぶ理由にもなっており、実際男女共同白書によると、30代の独身者のうち結婚願望がない人の理由で「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」というものが非常に多かった。[34] お互いにとって結婚のきっかけとなっていた経済力が低下することは未婚化につながる要因だと言えるだろう。

３点目は多様な関係性のあり方が登場してきたことだ。近年では同性婚、事実婚、晩婚、など結婚のあり方が複雑多様化してきた。一見すると事実婚の増加や同性婚の増加によって法律婚の件数が減り、未婚化の上昇につながると思われる傾向にあるが、本論文では直接的な関連性だけではなく、むしろ間接的に結婚のあり方に対しての多様な価値観が広まったからこそ、「法律婚というあり方に執着する必要がなくなった」という間接的な影響を取り上げたい。

---

[32] 厚生労働省、「働く女性の状況」https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/dl/21-01.pdf (2025年２月７日最終閲覧)

[33] 厚生労働省、「図１ 一般労働者の男女間所定内給与格差の推移」2010年 https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0323-9b.pdf (2025年２月７日最終閲覧)

[34] 具体的には20代・30代の男性の36%、40代以上では４割超が回答
男女共同参画局「結婚を取り巻く状況」「今後の結婚願望」2022年
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html (2025年２月７日最終閲覧)

以上より第 1 章では婚姻制度の変遷を辿るともともと日本では婚姻率が特に高いわけではないこと、そこには婚姻の形式や目的が現代とは異なっていたこと、そして現代の未婚率の上昇が問題とされている理由には戦後から始まった近代的価値観のもと皆婚社会が生まれたことが影響していることがわかった。また現代の未婚化の原因には女性の経済的自立、日本の景気の悪化に伴う経済状況の不安定化、そして多様な関係性のあり方の浸透などが挙げられることを確認した。しかし近代的価値観の影響は非常に根強く、このような変化している社会の流れと、近代の価値観を反映し続けている現代の婚姻制度や結婚に対する近代的価値観はしばし対立することがある。その結果、その近代的価値観から外れた同性カップル、事実婚カップル、婚外子、独身者、一人親、などが「異端」とされ、近代的価値観と一致する家族、つまり法律婚男女夫婦と比べた時に格差が生じる。そのため法律婚といった規範に渋々従ってしまう状況が生まれ、新しい価値観に変化した現代人がジレンマを抱えてしまう社会問題があると予想する。この点については以下の第 2 章で詳しく検証する。

2. 法律婚を強いられる社会・家族という規範

第 2 章に入る前に改めて「結婚」の定義について確認したい。第 1 章でも確認した通り「婚姻」と「夫婦」はトートロジーの関係にあり、結婚しているという定義は非常に曖昧な状況だ。しかし「結婚」に関する価値観が多様化し、現行の憲法や法律にそぐわない社会や価値観の変化が起こっているにも関わらず、人々は法律婚というかたちにこだわっていることが多く見受けられる。佐藤（2019）も結婚や夫婦の定義が曖昧であることは、つまり個人や社会の認識によって結婚や夫婦の在り方が変化しうることを意味しており、個人がどう「結婚」を認識しているかによって「結婚のかたち」が変わってくるのは当然だと主張する。だからこそ各カップルの「結婚のかたち」について他人がとやかく言う筋合いはないのにも関わらず、実際は「結婚はこうあるべき」、「夫婦はこうあるべき」と規範を押し付けることがよく見られるし、当人たちもその社会規範を内面化してしまうことがままある、と指摘する。（佐藤　2019:13,14）私はこの「社会規範によって結婚のかたちが縛りつけられている」ことを「法律婚を強いられる」と言う状況だと考える。

では、この社会規範とはどのようなものなのか、本章では人々が「法律婚を強いられる」状況に至っている原因について法律婚主義を支える価値観というプラス方向からの作用と、法律婚をしないと受けるデメリットというマイナス方面からの作用の２つに分けてそれぞれ論じる。

2.1　法律婚主義を支える価値観

2.1.1　家族制度という秩序・信念

第一に法律婚を支える価値観として日本社会に根強く影響を与えている「家族制度」という秩序や信念があると考える。家族制度を第 1 章でも述べたイエ制度と「家族」とい

う規範がもたらす縛りの 2 つに分けて述べていく。
まず前者の家制度の影響について、第 1 章ではその起源から日本国憲法と民法の改正によって廃止された一連を示したが、いまだに現代でも家制度の影響は根強く継承されている。本項ではその影響を 2 点に分けて整理する。
1 点目は結婚することで家族、とりわけ親への恩返しになると言う考えの浸透だ。男女共同参画白書によると、独身者が結婚をしたい理由として「両親や親類を安心させたいから」と答えた人は女性の 19.6%、男性の 12.4%であった。[35] 私が以前行ったゼミ内アンケートでも、結婚願望の理由に「親を喜ばせるため」と言った回答がいくつか見受けられた。この背景には婚姻が「家」と「家」を結びつける手段として用いられていたかつての家制度の名残があると考える。結婚が個人の恋愛感情によるものというよりも、家系の維持や親の期待を満たすための手段として用いられていた歴史が現代の価値観にも強く影響を与えていることがわかる。
2 点目は結婚と出産がセットで考えられているというものだ。キム（2024）によると、人々は長いあいだ、結婚とは当然出産を含む概念だと考えてきたという。婚姻届には妊娠や生殖能力について問う項目はないにもかかわらず暗黙の了解のうちに男女が結婚すると、子どもを産んで家庭を築くことを期待する。（キム 2024:39,40）この考えの背景にも家制度があり、結婚が「家」を継承するための手段であったため、必然的に跡取りである子どもが期待されてきた名残だと考える。しかも結婚と出産の関係は単純な並列の関係ではなくて、結婚と出産が必要十分条件でなければならず、且つ結婚が出産の基盤であるという関係だ。ということはつまり結婚という枠組みの外では出産してはいけないということを暗示している。（キム 2024:40）この考えが日本国民の中で根付いているからこそ、上記で示したように結婚する理由に「子どもが欲しいから」と答える人が多く存在するし、結婚する前に子どもができたらいわゆる「けじめ」として結婚を決断する「できちゃった婚」という概念も生まれるのだと考える。[36] この結婚と出産が必要十分条件であるという考えによって同性婚が反対されたり、婚外子の差別に繋がったりすることもいえるが、後に詳しく述べる。

次に「家族」という規範によって法律婚が強いられることについて述べる。結論から述べると、家族であることに固執し、または家族という存在を理想化し、現状で後天的に戸籍上の家族になる手段はほとんど婚姻に限られているからこそ、法律婚を強いられることとなると考える。[37] ここで家族について改めて整理したい。第 1 章で「家族」の定義は夫

---

[35] 内閣府男女共同参画局, 2023,「男女共同参画白書　令和 4 年度版」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）
[36] 結婚期間が妊娠期間よりも短い出生の摘出第一子出生に占める割合の全国における割合は 18.4%であり、つまり 5.5 人に 1 人はできちゃった婚である。
厚生労働省,2023,「令和 3 年度『出生に関する統計』の概況」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/syussyo07/dl/gaikyou.pdf（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）
[37] 実際には養子縁組など他にも戸籍上家族になる手段はあるが本論文では割愛する。

婦での配属関係や親子・兄弟の血縁関係によって結ばれた親族関係を基礎としている集団を示すものの、定義は非常に曖昧であることを確認した。しかし「家族」の起源はいまでいう共同体の単位を指す言葉ではなかった。

　家族（family）という定義が、父親と母親、そして未婚の子どもからなる集団を指すようになるのは、欧米でも十九世紀に入ってからのことにすぎない。(中略)『家庭（home)』はこの『家族』の用法のうち、とくに血のつながりのある小集団的な意味合いを強調した表現である。(中略) この『家庭』という言葉は、非血縁員を排除し、血縁員によるプライベートな空間を自律的なものと考え、全ての家族成員が愛情によって強くつながることを理想とする点で、まさしく、『近代家族』を完成させるイデオロギーといっていいだろう。(千田 2011:33)

　ここからも家族は非常に曖昧な存在であることがわかる。また、家族社会学では家族は2種類存在し、人がその中で生まれ育つ家族を定位家族、結婚して自分自身でつくる家族を生殖家族という。[38] 人々はこの生殖家族を求めて婚姻する。内閣府による男女共同参画白書によると、結婚したい独身男女がその理由として最も多かったのが「好きな人と一緒に生活をしたいから」であり、22-39歳では男女ともに50%を超え、40-69歳でも男女平均で46%以上が回答している。また家族を持ちたいからと回答した人は20-39歳の男女平均で約27%, 40-69歳の男女平均で約19%も存在する。[39] また生活保険文化センターの調査によると全体の7割の高校生が将来結婚したいと考えており、その理由として最も多かったのが「子どもや家族が欲しいから」という回答で7割の回答率であった。また2番目に多い理由は「好きな人と一緒に生活したいから」3番目には「寂しいから（精神的に安定できる)」と、安心できる「家庭」という居場所を手にするために結婚する傾向が見られることがわかった。[40] また、日本人の国民性調査によると「あなたにとって一番大切だと思うものはなんですか。一つだけあげてください」という質問に対して「家族」と答えた人は1968年から急激に上昇し、2008年には最高で約45%, そしてこの調査がとられた最新の2018年には約42%と半数近くが家族を選んでいることがわかった。[41] 一方で生命・健康・自分を選んだ人は2008年、2018年ともに約20%、である。ここから自分の命よりも「家族」は大切なもの、大切にするべきものであるという規範が国民の中に非常に浸透してい

---

[38] 山根常男, 1976, 「家族社会学からみたライフサイクル」
https://doi.org/10.11477/mf.1401205281 (2025年2月7日最終閲覧)
[39] 内閣府男女共同参画局, 2023,「男女共同参画白書　令和4年度版」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html (2025年2月7日最終閲覧)
[40] 公益財団法人消費者教育支援センター、公益財団法人生命保険文化センター,2021,「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書」
https://www.jili.or.jp/files/school/hs_questionnaire/E9AB98E6A0A1E7949FE382A2E383B3E382B1E383BCE38388E8.pdf (2025年2月7日最終閲覧)
[41] 吉野諒三, 2021,「『日本の国民性』調査と『意識の国際比較』―『統計数理』から『データの科学』へ―」https://www.ism.ac.jp/editsec/toukei/pdf/69-2-259.pdf (2025年2月7日最終閲覧)

ることが読み取れる。
以上 2 点より、家制度の影響は現代においても根強く残り、「家族・家は守るべきもの」という信念を人々が持ち続けていること、そしてその信念により婚姻が促されていると考える。

2.1.2 恋愛と結婚の繋がり

現代日本では恋愛と結婚が密接に結びついており、その結びつきが法律婚を支えていると考える。本項では恋愛が法律婚を促す例を 2 つ示す。1 つ目はロマンティックラブ・イデオロギー、2 つ目は佐藤（2019）が示す結婚の 3 要素である。本項ではこれらが関連する概念でありながら、それぞれ異なる側面を持つことを示し、分けて論じる。

まずロマンティックラブ・イデオロギーと法律婚の関連について整理する。ロマンティックラブ・イデオロギーは「『一生に一度の恋に落ちた男女が結婚し、子どもを産み育て添い遂げる』、つまり愛と性と生殖とが結婚を媒介することによって一体化されたものである。」（千田 2019:16）このイデオロギーは戦後家制度が廃止されたことと結びつき、婚姻を家と家との単なる契約ではなく、深い愛情に基づく永続的な結びつきとみなす価値観を広めることになったと考察する。千田（2019）はロマンティックラブの考え方を性別役割分業に基づいた生産・再生産の単位である「近代家族」という制度を維持するには最適なものと指摘する。（千田 2019:16,19）というのも、愛し合った男女が婚姻を通じて家族を形成し、子どもを作ることで次世代を育むという形が理想化され、その考えが法律婚＝理想な家族の形として位置付ける役割を果たしていると言える。しかし、愛し合った法律婚夫婦とその子どもで構成する家族が理想とされることは同時に、愛のない結婚や性行為、婚外子、同性婚などは排除されることを包含していると読み取れる。ただし千田が「十九六〇年代の性革命や十九九〇年代後半の変化を経て今ははるかにロマンティックラブ・イデオロギーの規範はゆらいでいる」（千田 2019:18）と指摘する通り、価値観の変化が進み、多様な家族の形が浸透してきた現代においては婚外子への差別や同性婚への批判は減少傾向にある。しかし、ロマンティックラブ・イデオロギーの考えをもとに法律婚を理想的な形と位置付ける価値観は完全には無くなったわけでないと言えるだろう。

次に佐藤（2019）が示す結婚の 3 要素と法律婚との関係について述べる。佐藤は結婚が社会規範として人々を縛っている背景には人々にとって結婚が 1 つのステータスであるためだとしている。現代日本において結婚の前提条件には恋愛・共同生活・子どもの 3 つがある。（佐藤 2019:16）これはカップルが交際から結婚に踏み切る理由や結婚生活に期待するものを反映していると言える。どの要素を満たすかは各カップルの方針によって異なるが、少なくとも 1 つ以上は満たしていることが結婚の条件であり、夫婦はこれらの組み合わせで成立しているということだ。つまり結婚にはカップルの長期的かつ拘束的な関係が期待されており、それを制度として裏付ける法律婚が選ばれる理由になると考える。さらに佐藤（2019）は「統計を見てみると、『結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい』という考え方に好意的な人は 1990 年代後半からおよそ 7 割前後で推移しているのに、未婚者の 9 割弱がいまだにいつかは結婚したいと望んでいる。み

んなが結婚しようがしまいが結構だけれど自分は結婚したいよ、というわけだ。[42]」（佐藤 2019：20）と指摘し、現代においても結婚願望（この場合法律婚）を抱く人は多いことを示している。その原因として先に挙げた3つの要素を長期的、拘束的なものにするために結婚というステータスにこだわり、しかもその近代的家族を積極的に承認しているのが法律婚であるが故に法律婚を選択するという論理だ。つまり人々は結婚を通じて「恋愛」「共同生活」「子ども」のいずれかの要素を満たすと同時に、国家による承認を受けた関係性を築くことで、社会的安心感やアイデンティティを得たいと考える。これが佐藤の示す結婚の3要素から分析した人々が法律婚を強いられる状況に至る原因である。

以上2点より恋愛と結婚との結びつきによって近代家族が正義という価値観に繋がることがわかった。それの価値観は近代家族を前提とし、近代家族にはさまざまな特権が与えられる現行の制度化では法律婚に帰結することが考えられる。さらに法律婚によって自分たちの恋愛を第三者、特に国家に承認して欲しいという欲求も生まれることがわかった。

2.1.3　生涯のパートナーを求める心理

本項では人々が婚姻をする理由に「好きな人と一緒に生活をしたいから」「家族を持ちたいから」「精神的な安らぎの場を持ちたいから」「老後が心配だから」「社会的に認められたいから」というような社会的に承認された永続的かつ安定的な居場所を得ることを挙げる背景を心理的な面から検討する。[43] 本項ではその心理を「生涯のパートナーを求める心理」と名づけ、婚姻することにつながる背景を4点に分けて考察する。

1点目は家制度の廃止によって心理的安全性を自ら確保しなければならなくなり、かつその手段が婚姻に限られたからだと考える。本論文でも度々取り上げている家制度がここでも影響を与える。というのも第1章の第2節でも述べた通り、家制度の廃止並びに高度経済成長による親と地域社会の影響力が低下したことは婚姻の個人化を意味する。その結果について山田（2019）は以下のように説明する。

「前近代社会には、生涯にわたって自分の『居場所』がありました。（中略）それが近代になると『人生の意味』を自分で見つけなければいけない社会になります。人間関係的に言えば、自分を承認してくれる相手を独自の力で見つけなければならなくなり、孤立するリスクも引き受けなければならなくなったのです。こうした生活上の不安や心理的な不安、人間関係の不安を解消する手段として、『近代家族』というものが出現したわけです。（中略）近代社会では自分を承認してくれる相手―自分がここにいてもいいと思えるような存在―を自分で見つける必要がある社会が実現しました。」（山田 2019:70）

---

[42] 「男女共同参画社会に関する世論調査」、「出生動向基本調査」より佐藤（2019）が引用
[43] 内閣府男女共同参画局，2023，「男女共同参画白書　令和4年度版 https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html　（2025年2月7日最終閲覧）

親や地域社会の影響力の低下はつまり「居場所」の喪失を表すことであり、個人の選択で行えるようになった婚姻によって自分の人生の居場所になるような家庭を築くこと、安心感を得られる相手と結ばれることを望むようになるのだと考える。したがって生まれながらに持っていた居場所を失い、心理的不安が高まる中、個人は結婚を通じて「家族(family)」や「家庭(home)」を築くことで安心感を得たいという心理が働くことがわかった。つまり、婚姻は現代において、心理的な安心や自分の居場所を確保するための重要な手段として機能しているといえる。

2点目は孤独への恐怖だ。内閣府男女共同参画局によると、結婚したい理由として「一人でいるのは寂しいから」が2,3割、「老後が心配だから」が1.5割前後を占め、孤独への恐怖から婚姻を選択する人は比較的多いことがわかる。[44] 孤独と婚姻の関係について佐藤（2019）は以下のように述べている。

「わたしたちはなぜ法律婚にこだわるのだろうか。（中略）その理由は、いわば『おひとりさま』への恐怖だ。苦境に陥ったとき、死んだとき、対応するのが行政であるのは耐えられない。個人は『自分自身の意思で生活を見届ける必要』があって、どうしてもそれができないとき、その意思を代行するのは『まず第一にその配偶者』であるべきだというのだ。」(佐藤2019:225)

ここから2点のことが言える。まず1点目は人々は一人で生きることを孤独と感じ、それを避けるために婚姻を選択する傾向にあるということだ。特に現状の制度のもとでは、生涯を共にする関係性を法律的に承認される方法が婚姻に限られているため、自分が安心できる婚姻相手を見つけたい心理が働く。この傾向は「人生100年時代」と言われ、寿命が年々伸びている現代ではより一層増える心理だろう。2点目は現状の婚姻制度では婚姻の有無によって受けられる恩恵や権利に格差があることだ。第1章の婚姻制度の課題の部分でも述べたように、その1つに病院での面会権利を取り上げる。具体的には法的な親族でなければ基本的に病院での面会や医療行為の同意が認められない場合がある。詳しくは次節で述べるが、石井(2016)によると、どんなに親交があっても、有事に至った際に側にいてあげられる資格があるのは親族に限られていて、その親族になる方法が婚姻に制限されているため、孤独で生涯を終えることを避けるために婚姻という形で親族を作成していく、とのことだ。ここからも親族になるための手段が婚姻に限定されている現状では、孤独を避けるために婚姻を選ぶ人が多いと考えられる。

3点目は世間体を意識して、他者から「異端」と思われないように、そして結婚できない人だとは思われないように法律婚しているステータスを求めるという心理があると考える。山田（2019）は日本人が近代的結婚に固執する理由の一つとして日本人が「世間体社

---

[44] 内閣府男女共同参画局, 2023,「男女共同参画白書　令和4年度版」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html　(2025年2月7日最終閲覧)

会」であることを挙げている。[45] 日本人はとにかく周りから批判されることを嫌うため、世間体をよくするために説明不要の関係が求められるという。これはつまり事実婚ではなくて法律婚という選択をとることや、専業主夫ではなく専業主婦を選択することの裏付けにもなる。加えて、佐藤（2008）は「『結婚』は勝ち組を証明するステータスとなり、『結婚』は『する・しない』という問題よりは『できる・できない』という問題で、語られるようになりました。」と指摘する。

これまでの流れと合わせて生涯のパートナーを求める心理、並びに人々が法律婚というかたちをとる背景をまとめると、「結婚している」ことはつまり生涯を共にして安心できる居場所を築いていけると思った人に出会い、そして相手からも同様に思われたことを示すステータスである。そして未婚率よりも既婚率の方が上回っている日本の現状から、「結婚できた」ことが自慢になるのではなく、「結婚できない」ことがネガテイブなイメージとしてレッテルをはられてしまうといった構図になることが予想できる。そういったレッテル・世間体を意識する国民性のある日本人だからこそこの影響は強く受け、世間に自分は誰かと結婚を誓える人だということを示すために、結婚する、そして特に法律婚という説明不要の関係性になり国家の「お墨付き」も得たがるということだと考える。

以上の 3 点から人々は世間と国家から承認された安心でき、かつ孤独を回避できる居場所を求めた結果、法律婚という選択を迫られるということがわかった。繰り返し述べたように人々が安心できるコミュニティを探し求め、孤独から抜け出そうとする心理が働くことは日本人に限らず、普遍的な人間の心理なのかもしれないし、法律婚以外の方法で満たすことのできる心理であると思う。しかしかつては地域社会や職場などが提供していた安心できる居場所が今では婚姻によって得られる家族に限られていること、また一人で過ごすことが孤独・不幸であるという価値観や、家族は自分の命よりも大切なものという考えなどは「事実」ではなく、これまでの歴史から生まれた規範や社会的な価値観である可能性も指摘したい。この点は今後のあり方の提言として第 3 章でさらに詳しく考査する。

2.2 法律婚主義がもたらす不公平と課題

前節では法律婚を強いられる社会について、法律婚をすることによって得られるメリットがあるという視点から法律婚が強いられることを述べてきたが、本節では法律婚をしないと受けるデメリットがあるという視点から、法律婚主義がもたらす不公平と課題について述べていく。

2.2.1 法律婚が前提となっている諸制度の存在

本項では法律婚の特権を示すために対義語である事実婚の実態を探る。まず事実婚の現状について確認する。小泉(2010)によると自発的な事実婚は、女性の経済的自立、家制度的な婚姻観の薄れなどを背景に、日本でも一九六〇年代以降みられるようになった。（小泉 2010:102）「届出を出さない」のが事実婚であるが故にその実態は見えにくいが、内閣

[45] 「近代的結婚」はここでは法律婚での結婚、つまり婚姻を示す。

府の調査によると事実婚を選択している人は成人人口の 2-3%を占めていると推察される。[46] 第 1 章より 2020 年では男性の生涯未婚率は 28.25%、女性の生涯未婚率は 17.81%であったことから鑑みると、法律婚に比べて事実婚の浸透率は依然として非常に低いことがわかる。[47] ここで人々にとっての法律婚の意義や法律婚が担っている社会的機能と、それらと事実婚を比較するために小泉（2010）の言葉を引用する。

「婚姻は、当事者の精神的・性的な安定機能、次世代（子ども）の育成・社会化機能、家計を営む経済的機能を含む社会的制度である。婚姻により、当事者にはさまざまな協力・扶助義務が生じるほか、相続、税制、社会保障などの面で配偶者として保護を受ける。一方、婚姻届を出さずに婚姻と同様の共同生活（内縁・事実婚）を送る人々もいる。」（小泉 2010:96）

前節では婚姻は安心できる居場所を築くために結ぶといった心理的な面を確認したが、婚姻は非常に社会的な役割も担っている。第 1 章の第 2 項でも述べた通り、現状の日本社会における制度下では結婚の有無、並びに法律婚か否かによって受けられる権利が異なる。以下では法律婚と比べて事実婚では受けられる制度にどのような格差があるのか比較する。法律婚カップルが享受する主な制度を本項では大きく分けてお金、医療、親権の 3 点に分けて論じる。

まずお金、すなわち財産相続や税制について述べる。遺産相続では民法によって相続できる人の範囲が定められており、これを法定相続人と呼ぶ。法定相続人となるのは亡くなった人の配偶者と一定の血族（子や父母、兄弟姉妹など血縁関係のある人）である。一方事実婚パートナーや離婚した元配偶者は法定相続人に含まれない。[48] [49] ここから民法上では遺産相続には血縁関係と法律婚であることが非常に重要視されており、両者がない事実婚のパートナーには原則遺産を相続する権利が与えられていないことがわかる。そのため

---

[46] 男女共同参画局,2022,「事実婚の実態について」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/column/clm_03.html#:~:text=%E4%BA%8B%E5%AE%9F%E5%A9%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%81%AF,%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%8C%E6%8E%A8%E5%AF%9F%E3%81%95%E3%82%8C%E3%82%8B%E3%80%82　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

[47] 国立社会保障・人口問題研究所、人口統計資料集 2023 年改訂版、「表 6 性別，50 歳時の未婚割合，有配偶割合，死別割合および離別割合：1920～2020 年」
https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2023RE.asp?fname=T06-23.htm　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

[48]厳密には事実婚のカップルに生まれた子どもは父親が認知していた場合のみ遺産を相続できる権利がある。逆に認知されていなければ法定相続人にはなれず遺産を相続する権利はない。

[49] 政府広報オンライン「知っておきたい相続の基本。大切な財産をスムーズに引き継ぐには？【基礎編】」https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5848.html
（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

事実婚のパートナーが財産を受け取るには生前贈与、遺言書作成、生命保険の受取人指定、特別縁故者の手続き、の4つの方法のいずれかをとらなければならない。[50] 法律婚上の配偶者は常に相続権を持つため法律婚と事実婚では大きな格差があることがわかる。

次に配偶者控除を整理する。配偶者控除の具体的な内容や課題点などは第1章第2節第2項で詳しく述べたが、本項では配偶者控除が法律婚前提であるということを指摘したい。配偶者控除には事実婚（内縁関係）が適応されるかという問いに対して国税庁ははっきりと事実婚カップルは適応外と明言している。[51] 第1章では配偶者控除が女性の労働の妨げになっていると指摘したが、それでも第1章でも示した通り、利用率は法律婚カップルの4組に1組を占め、非常に馴染み深い制度と言える。そのため、この制度が事実婚であるというだけでそもそも適応できないことは問題だと言えるだろう。

2つ目に医療関係における法律婚と事実婚の格差は主に病気や事故で入院したパートナーへの面会制限や、緊急時の手術同意や病状の説明を受ける権利が得られないことなどが挙げられる。それらの権利は病院によって条件は異なるものの「ご家族の方のみ」「親族のみ」と条件が科されることがほとんどだ。しかもこの流れは新型コロナウイルスの流行によって一時さらに加速した。[52] 医療行為に関しては基本的にインフォームド・コンセントが適応されており、医師は患者の病状や治療内容について十分な説明をし、患者がその内容について理解し同意した上で治療しなければならない。[53] しかし、インフォームド・コンセントの取得が困難及び不可能な場合の対応について医療安全管理部/インフォームド・コンセント委員会の規定では代諾者の規定を「①20 歳以上の親権者・患者と同居の家族、法定代理人② 同居していない家族、親類※できるだけ①に該当する人を優先すること。」としている。[54] つまり病院側から「家族」と認められない限り、事実上の婚姻状態にあったとしてもパートナーの大事な場面に立ち会えない可能性がある。ここに先に述べた家族規範と家制度の影響があると考える。というのも家族が自分の命よりも大切であるという家族規範が浸透し、民法で「夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない。」(民法第752条）という明言があることから、夫婦・家族は互いに助け合うべき関係性という考えがあまりに浸透している結果、家族が有事の際は家族以外の人は立ち入ることが出来ないような仕組み

---

[50] 政府広報オンライン「知っておきたい相続の基本。大切な財産をスムーズに引き継ぐには？【基礎編】」https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5848.html （2025年2月7日最終閲覧）

[51] 国税庁「No.1191 配偶者控除」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191_qa.htm （2025年2月7日最終閲覧）

[52] 現在は再度緩和傾向にあるが、変わらず「家族」といった規制は存続している病院が多い

[53] 厚生労働省「3. インフォームド・コンセント」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/fukyu3.html （2025年2月7日最終閲覧）

[54] 医療安全管理部／インフォームド・コンセント委員会,2023,「インフォームド・コンセントマニュアル」https://www.nms.ac.jp/var/rev0/0048/6923/123628163514.pdf （2025年2月7日）

になってしまっていると推測する。したがって、法的な「家族」とみなされない事実婚カップルは緊急時や蚊帳の外状態になってしまい、本人に代わるような重要な役目を担わせてもらえないのだろう。

そして3つ目の親権に関しては法律婚では自動的に夫婦共同で親権が獲得できるのに対して事実婚では原則母親の単独の親権になり共同親権が不可能であることだ。子どもは生まれたらまず母親の戸籍に「非嫡出子」として入り、たとえ血縁関係上父親であってもその夫婦が事実婚状態なのであれば父親に親権はない。[55] 父子関係を法的に成立させるためには「認知」または「養子縁組」という手続きが必要になる。[56] 認知とは法律上子どもの父親を確定させる手続きであり、子どもが相続権を獲得するためや被扶養者になるためにも必要だ。逆に認知がないと血縁関係があってもそれらの権利はないと言える。さらに父母の一方が死亡した場合、共同親権があるため法律婚夫婦では生存している者がそのまま単独で親権を行うのに対して、事実婚カップルでは親権者が死亡した場合、未成年後見が開始し、他方の親が親権になるために親権者変更などの審判が必要となる。しかもその審判の結果認められない場合もある。[57] ここから、事実婚カップルが子どもを設けた場合、カップルの“共同”親権の獲得は不可能であり、父親として法的に認められるためにも手続きが必要になることがわかった。

ただし、近年の家族の多様化の流れや事実婚の浸透により、徐々に事実婚カップルも法律婚カップルと同等の権利が得られるようになってきたことにも触れたい。具体的にはこれまでは配偶者及び二親等以内の血族のみしか指定できなかった生命保険の死亡保険金受取人に、事実婚関係のパートナーも指定できるようになったり、健康保険の扶養家族に「届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」、つまり事実婚のパートナーも認められるようになったりした例が挙げられる。[58][59] しかし、これらの保障を受ける

---

[55] 非嫡出子とは婚姻関係のない夫婦から生まれた子どものこと（民法779条）

[56] 養子縁組はかつて摘出子と非摘出子とで格差があったため需要があったが、現在は解消されたため詳細は割愛する

[57] ①内閣府男女共同参画局総務課調査室,2021, 「いわゆる事実婚※に関する制度や運用等における取扱い」https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/pdf/6.pdf　(2025年2月7日最終閲覧)
②弁護士法人エース,2020,「認知と養子縁組何が違うの？」https://xn--ace-yc4g407bukbg65emna7a.com/index.php?QBlog-20200511-1　(2025年2月7日最終閲覧)
③セゾンのくらし大研究編集部,2023,「事実婚の子どもの親権はどちらにある？父親が親権を持つ方法や3つの留意点を解説」https://life.saisoncard.co.jp/other/post/c91/ (2025年2月7日最終閲覧)
①②③を参考に筆者が総合的にまとめた

[58] 望月厚子,2024,「事実婚、お金の「夫婦」認定は社会保障と税制で差」co-op共済ホームページ
https://coopkyosai.coop/about/lpa/column/fp_240220_01.html#:~:text=%E3%80%8C%E4%BA%8B%E5%AE%9F%E5%A9%9A%E3%81%A7%E3%81%82%E3%81%A3%E3%81%A6,%E9%A9%9A%E3%81%8B%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82 (2025年2月7日最終閲覧)

[59] 内閣府男女共同参画局総務課調査室,2021, 「いわゆる事実婚※に関する制度や運用等

ためには「事実婚関係である」ということを保険会社に証明するための書類が複数必要になる場合によってはそれが認められないこともある。その点では条件としては事実婚カップルも法律婚カップルと完全に同様な権利が認められているとは言えない。

以上より総じて「国家からのお墨付き」を得ている法律婚夫婦に比べて、法的手続きを踏んでいない事実婚カップルに対する信頼感が欠けているように感じた。そこには「日本は届出婚主義を採用しているため（民七三九条）、戸籍法の規定にそった届出をして初めて婚姻に伴う様々な権利義務が発生する。」（小泉 2010:98）とある通り、これは日本の法律婚主義に続くと思う。上記で確認した通り社会システムに大きく関わるお金、医療、親権といった部分が法律婚主義を採用していることにより、ここには法律婚と事実婚の違いだけでなく、既婚と未婚の違いによるデメリットも含めて「日本では、結婚したほうがいろいろな意味で便利で有利」な社会になっている。（山田 2019:166）実際には徐々に事実婚に対する許容度が高まってはいるものの、事実婚ではデメリットがあるから法律婚という選択をとるカップルが多いことも、日本が法律婚の強いられる社会である理由の一つだと言える。このような日本の状況下においても事実婚を選択しているカップルについて佐藤（2019）は「彼/彼女たちは法律婚イデオロギーへの反逆者だ。」と述べている。彼らのようなこれまでの日本の規範に対抗する人たちの流れは第 3 章で扱う。

2.2.2 日本の同性婚制度が抱える課題

前項では婚姻の届出を出していないカップルを事実婚カップルとして取り上げたが、似て非なる関係性に同性同士のカップルがある。キム（2024）によると、日本における同性愛に対する受容度は上昇しており、世界各国で同性愛の受容度を測る調査の結果では 2000 年に 4 だったのが 2022 年には 6.7 と経済協力開発機構（OECD）の平均の 6 を上回る結果となった。[60]（キム 2024:17）また、毎日新聞が行った 2023 年度の世論調査では同性婚を法的に認めることについて賛成と答えた人は 54%、反対と答えた人は 26%であり賛成派が反対派を大きく上回っていた。[61] この結果からも日本国民の中で同性同士のパートナー関係への受容度は高まっていることがわかる。しかし第 1 章でも度々確認した通り、現行の憲法上では男女での婚姻しか認められておらず同性同士の婚姻はできない。同性婚に関して日本政府が行っている政策としてパートナーシップ制度があるが、同性同士の婚姻が法律上認められるものではない。パートナーシップ制度の具体的な内容は各自治体によって異なるが、本項では 2015 年に日本で最初に導入された渋谷区での定義を紹介する。

渋谷区パートナーシップ証明は、法律上の婚姻とは異なるものとして、婚姻関係と異な

における取扱い」https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/pdf/6.pdf　(2025 年 2 月 7 日最終閲覧)

[60] 1 を全く認められない、10 を常に認められるとした場合の点数

[61] 「同性婚『賛成』54%　若者ほど多く 18～29 歳で 8 割　世論調査」2023 年 2 月 19 日毎日新聞　https://mainichi.jp/articles/20230219/k00/00m/010/135000c　(2025 年 2 月 7 日最終閲覧)

らない程度の実質を備える二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義[62]

パートナーシップ制度は国家ではなく各自治体が定めるものであるため、法律上の婚姻と同等の効力があるものではなく、カップルの関係を自治体が公的に認める制度となっている。ここから、事実婚カップルと同性カップルの共通点は法律上の婚姻関係ではないという点が挙げられる。一方で相違点は事実婚が男女間の関係であるのに対して同性婚は同性同士であることだ。[63] また、事実婚の場合は当事者が法律婚ではなく事実婚という形を自主的に選択しているケースが主であるのに対して、同性婚の場合は当事者の意思に関係なく法律上不可能であるから婚姻できないというケースが多い点も大きな違いである。[64] さらに民法の解釈や裁判例によっては内縁関係（事実婚夫婦）に一定の法的保護が与えられる場合もあるが、同性カップルにはそれに該当するものがないことなどが挙げられる。[65] つまり事実婚カップルと同様に「法律婚ではないデメリット」を受けているが、同性同士という点で男女での事実婚よりも複雑な困難を抱える場面が複数あるということだ。本項では同性婚が認められていない背景を再度確認するとともに、それらの背景が現代社会では成り立たなくなってきたことを示す。さらに同性婚が認められていないことで同性カップルにどのような被害があるのか5点に分けて論じていく。

第1章2節2項でも述べたように、同性婚が現行の婚姻制度のもとで認められていない2点の理由を再度確認する。1点目は婚姻が出産の基盤であると考えられていることであり、2点目は「夫」と「妻」という性別ごとに見た役割意識が根強く存在していることである。これらは現行の婚姻制度が成立した時代背景の影響を大きく受けており、現代社会の状況とは乖離していると考えられる。その根拠を以下で示す。

まず1点目の結婚と出産の関係について、現代では結婚と出産が必ずしも結びつかない流れが広まりつつある。具体的には異性同士の結婚でさえ子どもを持たない夫婦が増加していることや、1990年代以降の婚前・婚外のセクシュアリティが許容されるようになった結果、いわゆる「できちゃった婚」の増加に伴ってその否定的なイメージが薄れたことなどが要因として挙げられる。[66]（佐藤2019:180,181）さらに赤枝（2010）は、近年結婚を

---

[62] 渋谷区役所,2024,「渋谷区パートナーシップ証明」、https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/partnership.html（2025年2月7日最終閲覧）

[63] 同性同士でも法律婚ではなく事実婚関係を望むカップルの存在もあると思うが、現状同性同士の婚姻は認められていないため、本論文では割愛する

[64] 同性婚が認められている国に行くなどして法律婚を手にいれるカップルも存在するが、本論文ではあくまでも日本国内での状況で考える。

[65] 最高裁は、「いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということはできないが、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係というを妨げない」（最判昭和３３年４月１１日・民集１２巻５号７８９頁）と述べて内縁カップルが婚姻に準じる関係として一定の保護を受けることを認めている。
三輪晃義,2016,「同性カップルの直面する法的問題」http://douseikon.net/?p=1543（2025年2月7日最終閲覧）

[66] 国立社会保障・人口問題研究所、2023年8月31日、「現代日本の結婚と出産―第16回

せずに同棲するカップルの中で子どもを持つケースが増え、それによって結婚と生殖の結びつきが弱まってきたと指摘する。これらの社会の変化が重なり、結婚と出産が必ずしも結びつかないという価値観が社会に広まった。

次に２点目の性別ごとの役割意識について、第1章第4節第2項で述べたように、女性の社会進出の進行によって男女間の収入格差は年々縮まっており、戦後日本の家族モデルは一部にしか残っていない実情である。そのため家庭内での役割を単純に性別だけで判断することは現代社会において不適合な考えと言えるだろう。

したがって、現行の婚姻制度は制定された当時の時代背景をそのまま採用しているレガシーシステムであり、その婚姻制度を理由として現代人の半数以上が賛成している同性婚を認めないのは明らかに間違いであると考える。[67] ただし現行の婚姻制度に同性婚を認めるという単純な対策ではなく、より根本的な改革が必要だと指摘したい。詳しくは第3章で述べる。

以上より同性婚が認められていない理由を考察し、それらが現代の潮流にはそぐわない伝統的な価値観によるものだと確認したが、以下では同性婚が認められていないことによって同性パートナーたちにどのような被害が生じているのか5点に分けて整理する。

まず１つ目は財産関係だ。事実婚カップルと同様法律上の婚姻はできないため配偶者控除を受けることができないことは言うまでもないが、遺産相続について、石井(2016)は以下のように指摘する。

「婚姻している場合には、遺言がなくても、パートナーには2分の1以上の相続分があります。つまり、遺産がある場合に、遺言がないから何も受け継げないということにはならないのです。しかし、同性カップルは婚姻できないので配偶者となることができません。どんなに長く一緒暮らしていていたとしても、遺言がなければ、死亡したパートナーの財産を配偶者として受け継ぐことはできないのです。」(石井 2016:102)

ここから婚姻できない同性カップルはどんなに夫婦同様の生活をしていたとしても、そして共に築いた財産であったとしてもパートナーの財産は相続できない。厳密には相続をするために遺言書作成、養子縁組をして法律上の親子になる、パートナーと死因贈与契約を結ぶ、の3つの方法がある。しかし遺言書は少しでも誤りがあれば無効になったり亡くなったパートナーの親族と遺産争いになったりする恐れがある。養子縁組をすればパートナー制度は適応しなくなる。そして死因贈与契約は贈与者が亡くなった場合、生前に死因贈与契約を結んだことを立証するのが難しく、贈与者の家族・親族に財産が渡る可能性が

出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書－」
https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_reportALL.pdf　（2025年2月7日最終閲覧）

[67] 「同性婚『賛成』54％　若者ほど多く18～29歳で8割　世論調査」2023年2月19日毎日新聞　https://mainichi.jp/articles/20230219/k00/00m/010/135000c　（2025年2月7日最終閲覧）

ある。[68] ここから遺産を相続するためには法律婚夫婦に比べて必要な手続きがあるだけでなく、その手続きを踏んでいてもなおさまざまな障壁があることが言える。さらに遺産相続ができたとしても、「相続税」の問題がある。具体的には同性カップルでは「配偶者の税額権限措置」が受けられないという格差が再度生じる。(石井 2016:100-104)

２つ目は医療関係だ。事実婚の時に面会や手術の同意など家族や親族でないと認められない場合があると述べたが、同性カップルも同様のことが言える。具体的な状況を示すために石井 (2016) の言葉を引用する。

「事故や病気のとき、親族のみにしか面会が許されない場合に面会を求めれば、病院側は二人の関係を聞くはずです。このとき、同性であることから関係を明らかにできないこともあるでしょう。そのような場合だけでなく、きちんと自分たちの関係を説明できた場合も、倒れた本人の意思を確認できない場合には、法的に『親族』ではない同性パートナーの面会を病院が拒むことがあります。」(石井 2016:109,110)

ここから、大まかな論理としては事実婚の場合と同様で法的な親族ではないために大切なパートナーとの大事な局面を拒まれてしまう。しかし同性同士ということで医療関係者にパートナー関係を説明する心理的ストレスと、関係性を伝えたとしても理解されない可能性があるというさらなる壁がある。認定 NPO の ReBit が行った調査によると、「医療関係者にセクシュアリティを安心して話せるか」という問いに対して「話せない」と回答した人は 81.3%であったことからも、そもそもパートナー関係を明らかにすること自体に抵抗があるのに、明らかにしても必要な対応が得られないという状況にある。[69] 大切なパートナーの一大事であるにも関わらずパートナー関係が容認できない、法的な関係ではないと他者から判断されたという理由で蚊帳の外に追いやられてしまう辛さは想像に難くない。[70]

３つ目は子ども関係だ。同性カップルでも子どもを育てている場合は少なくない。しかし法律婚の夫婦と同様の権利は得られていない。まず子どもがいる同性カップルにはさまざまなパターンがあり、同性カップルの交際が始まる前に異性のパートナーと設けた子ど

---

[68] セゾンのくらし大研究,2023, 「同性婚は遺産相続できない？パートナーに財産を残すには対策が必要」
https://life.saisoncard.co.jp/family/suddenlyinheritance/post/c2025/ (2025 年 2 月 7 日最終閲覧)

[69] 認定 NPO ReBit,2023,「【調査報告】LGBTQ の 8 割が、障害や生活困窮に関する行政・福祉サービスで困難を経験。トランスジェンダー男性・女性の 8 割が医療で困難を経験し、その影響で 4 割が病院に行けなくなり、25%が自殺を考えた。」
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000045.000047512.html (2025 年 2 月 7 日最終閲覧)

[70] 先に述べたパートナーシップ制度によって病院での付添いや同意で家族に近い扱いが得られやすい場合もあるが、適応される自治体は非常に限られており効果は不十分と言える。

もを育てている「連れ子ケース」と呼ばれる場合や、第三者による精子提供や代理母出産によって子どもを授かるなどが挙げられる。（石井 2016:119,120）しかし現状の日本社会では男女のみの婚姻並びに子どもの両親は父母からなることが前提とされているため、同性のパートナーと子どもは実態としては親子であっても、法的には親子でない状況が生まれる。事実婚における親権獲得の方法として取り上げた認知は男女であることが前提とされており、適応できない。これは子どもとの関係がどんなに良好な親子関係に近いものであったとしても親権を得ることができないことを示す。

４つ目は社会保障関係だ。この点は事実婚カップルと同性カップルとで大きく異なる。例えば前項で取り上げたように健康保険の扶養家族に「届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」つまり事実婚のパートナーも認められるようになった一方で、同性のパートナーが被扶養者となることはできない。[71]　これはたとえ会社がパートナーシップ制度の導入によって同性カップルを法律婚の夫婦と同様とみなしていたとしても、法的な効力がないために税法上から扶養に入ることができないことを意味する。また、国民年金の第 3 号被保険者、生命保険の死亡保険金受取人も同様に事実婚のパートナーは認められるようになったが、同性パートナーは適用外だ。[72] 大抵の法律婚カップルが保険金の受取人をパートナーに指定する社会において、同性であるから法律婚が認められないと言う理由で排除されるのは大きな格差だと言えるだろう。

また、同性カップルは様々な「夫婦向け」「家族向け」の民間サービスからも排除されており、法律婚夫婦との格差が見受けられる。具体的には携帯電話の家族割が利用できなかったり、クレジットカードの家族カードを作ることができなかったりとその被害は多岐に渡る。[73]　[74] ここからも国家が法律で同性婚を認めていないことで、どんなに国民の同性婚に対する受容度が高まっていても、社会的には排除する構造にならざるを得ず、彼らの生活に多大なる支障が起きるほどの格差が生じてしまっている現状があるとわかる。

そして５つ目は心理面だ。以上の４方面から同性カップルが事実婚・法律婚カップル両者を含めた異性夫婦と比較して様々な制度面上での不利益を被っていることがわかった。その結果生じる心理面での二次被害と、同性婚が認められていないこと自体への心理的ストレスがあると考察する。具体的には全ての制度において男女での夫婦またはカップルが想定されていることによって、同性同士の恋愛は「異端である」「例外である」と公式に版が押されているような感覚になるのではないかと考える。またはどんなに法律婚夫婦と

---

[71] 内閣府男女共同参画局総務課調査室,2021, 「いわゆる事実婚※に関する制度や運用等における取扱い」https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/pdf/6.pdf　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）
[72] 同上
[73] 三輪晃義,2016,「同性カップルの直面する法的問題」http://douseikon.net/?p=1543（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）
[74] 2015 年ごろからいくつかの携帯会社で一定の同性カップルは家族割を利用できるといった運用は始まったが、まだまだ同性カップル間では使えない民間サービスが圧倒的に多い（石井 2016:130）

同様の生活を送っていたとしても、事故や病気あるいは家の購入など有事の際に「家族」ではなく「他人」と扱われることは、家族主義の日本社会で暮らすにあたって非常に世知辛い対応だろう。石井（2016）はこの状況における同性カップルの心境を以下のように述べている。

「同性との結婚を望む者が、結婚という基本的な社会制度から排除され、同性とのパートナーシップが事実として存在しているにもかかわらずその存在を国が認めないことによって法律上は『赤の他人』としてしか取り扱われないということは、同性愛者や両性愛者は、結婚制度を利用できなくても仕方がない特別の集団、いわば二級市民として扱われていることを意味し、同性愛者や両性愛者の個人の尊厳を著しく傷つけています。」（石井2016:152）

さらに第2章第1節で人々は家族・家庭という安心できかつ国家に承認された永続性が期待できる関係を求めており、それが得られる方法が婚姻に限られているため婚姻を求める傾向にあると確認したが、同性カップルはその婚姻を認められていない。つまり異性愛者、性的マイノリティに関係なく安心できる居場所求めることはあるはずなのに、マイノリティだけがその居場所を公的には得られないという状況だ。この状況が当事者に与える心理的攻撃は想像に難くない。

事実、認定NPOのReBitによる調査ではLGBTQの8割が、障害や生活困窮に関する行政・福祉サービスで困難を経験し、トランスジェンダー男性・女性の8割が医療で困難を経験し、その影響で4割が病院に行けなくなり、25%が自殺を考えたといった結果が出ている。[75] 性的マイノリティの人々は生活上の困難から心理的なストレス抱えやすく、状況はかなり深刻であり一刻も早く改善される必要があると言えるだろう。

以上5点から同性同士の婚姻が認められない理由は非常にレガシー的であったにもかかわらず、その影響によって当事者たちは制度面・心理面両者から甚大な被害を被っていることが判明した。2015年に渋谷区と世田谷区でパートナーシップ制度が導入されたことを皮切りに年々導入する自治体が増加しているものの、公明党による調査ではトランスジェンダーの8割がカミングアウトをしていない事実を鑑みると、法律婚と同様の制度ではないパートナーシップ制度では不十分な対応であることが言える。[76] [77] だがしかし、現行の問題だらけの婚姻制度を同性カップルにも適用することは根本的な改善案になるとは考え

---

[75] 認定NPO ReBit,2023,「【調査報告】LGBTQの8割が、障害や生活困窮に関する行政・福祉サービスで困難を経験。トランスジェンダー男性・女性の8割が医療で困難を経験し、その影響で4割が病院に行けなくなり、25%が自殺を考えた。」https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000045.000047512.html　(2025年2月7日最終閲覧)

[76] みんなのパートナーシップ制度「データで見るパートナーシップ制度」https://minnano-partnership.com/partnership/graph　(2025年2月7日最終閲覧)

[77] 公明党,2022,「トランスジェンダーの8割がカミングアウトしていない事実。LGBT当事者が職場で直面する困難をまとめました。」コメチャンネルより https://www.komei.or.jp/komechan/diversity/diversity221213/　(2025年2月7日最終閲覧)

られない。

第2章では現代日本社会を「法律婚が強いられる社会」として、その理由を整理した。そこに恋愛を経て得た安心できる居場所を確実かつ永続的なものにしたり、家制度の名残や世間体を意識して、設けた子どもを正当化したりするために、国家の承認を得ることが目的とされていた。また、自分を認めてくれるパートナーがいることを証明する手段として法律婚を選ぶケースもある。さらにこれまでの皆婚社会の影響や日本の戸籍制度・家族主義の影響によって、法律婚をしないと生活をする上で関わってくる制度面で不利益を被る現状があることも指摘した。これらの理由から多くの人が法律婚という選択を選ばざるを得ない状況にあることがわかった。

しかしこれらの目的を果たすために「法律婚」という選択肢しか与えられていない現状は本当に正しいと言えるだろうか。事実婚や同性婚、自主的な単身者など多様な関係性のあり方の認知度や需要度は高まっている傾向にある一方で、憲法はずっと改正されずまだまだ法律婚主義の社会が続いているし、法律婚を望んでもできないカップルも存在する。

私はこの原因には結婚に対する国家の介入があると考える。恋愛それ自体や交友関係については国家の承認なしに比較的自由に行えるのに対して、結婚は家制度が廃止されてもなお戸籍主義が続いていていることや、結婚と出産がセットで考えられている価値観が浸透していた時代の婚姻制度が引き続き用いられていることから、結婚となると途端に国家が承認するか否かを決定している。このように法律婚を前提とする価値観は歴史的に形成された伝統的な規範であり、そこに国家が介入しているが故にさまざまな問題を引き起こしていると考える。時代の流れに伴って価値観が変化することは自然の摂理であるから、その変化した価値観に合わせて制度も見直していく必要があると考える。

一方で人々が安心して暮らしたい、生涯のパートナーを第三者から承認されたいという心理はこれからも存在すると予想できる。もちろん生涯を一人で過ごしたいと考える人もいるだろう。多様な関係性、ライフスタイルに合わせて、どんなパートナー関係でも平等に利用できる制度を整えたり、パートナーがいなくても不利益を受けない社会に整えたりすることがこれから必要だと考える。その結果どんなパートナーシップを結ぶか、あるいは結ばないか自由に主体的に選択できる社会を実現することができると考える。続く第3章ではそういった誰もが自由にパートナー関係を選択できる社会を実現するために必要だと考えられる施策についてまとめる。

3. 法律婚を強いられることのない社会の実現に向けて

安心できる居場所を求める心理は、現行の婚姻制度が成立する前から存在しており、時代によって地域や職場などがその役割を担っていた。一方で、パートナーとの関係を第三者から見ても確かなものにするために法律婚を選択する心理が働く背景には婚姻に対する社会的な規範や、法律婚に社会的な役割が内在していたためだと考察した。加えて法律婚の有無によって受けられる制度に格差が生じていたことが問題であった点についても改めて指摘したい。本章はこれらの点を踏まえ、以下の構成で論じる。まず第1節で婚姻、および婚姻

によって形成される家族が果たしてきた「社会的役割」を婚姻の有無に関わらず享受できるようにするための方法を2つに分けて論じる。次に第2節では、婚姻が果たしてきた「心理的役割」に着目し、社会的役割を婚姻制度以外で担保した社会においても生涯のパートナーを求め、その承認を得られるシステムを構築する手段について考察する。

3.1 婚姻の「社会的役割」に代わる保障制度

まず日本社会では国家領域から家族単位が貫かれていることを示す。具体的には国家が国民の婚姻状況や子どもの有無など、いわゆる家族構成を戸籍として管理している例が挙げられる。戸籍は「筆頭者」という代表者を中心に、他の家族は関係性（続柄）を記入する仕組みになっている。[78] しかもこの筆頭者には婚姻の際に夫婦の氏として選ばれた方がなる。[79] 婚姻の際、夫の姓を選んだ夫婦が全体の 94.5%であったことから、筆頭者のほとんどが男性であると推測される。[80]

したがって男性中心の家族単位で作られた戸籍に基づいて国家が国民を把握していると言える。このような戸籍に基づき、婚姻の有無によって、あらゆる社会保障制度や親権、法定相続人、などの対象者が決定されることから、婚姻は社会的役割を果たしていると言えるだろう。本節ではこうした婚姻の社会的役割に代わる制度として次の2つの改革を提案し、それぞれ論じる。1つ目はシングル単位で権利と保障を整備することだ。そして2つ目は子育てや介護といったケアにかかる費用を社会全体で負担し、当事者に支給するケア単位での給付の実現である。

3.1.1 シングル単位での社会保障

本項ではこれまで婚姻した「夫婦」、そしてその結果にある「家族」という単位で保障されていた社会制度を「シングル」単位で保障していくことの可能性について伊田（1998）による『シングル単位の社会論』を参考に考察する。まず伊田（1998）が提唱する「シングル単位制度」とは「政治、法、行政において、家族があるのは当たり前とする家族（世帯）モデルから、個人モデルに変える発想である。」そしてシングル単位の制度改革とは「税、社会保障、労働、家族関係法などをトータルに変革して、片働き夫婦（家族内性分業を行っている夫婦）のみを優遇する制度を是正すること」である。（伊田 1998:103）本論文では配偶

---

[78] 裁判所「戸籍のしくみ」https://www.courts.go.jp/nara/vc-files/nara/file/20203050.pdf　（2025年2月7日最終閲覧）

[79] 正確には各自治体によって定められているが、本論文では港区と周南市のホームページを参考にした。

港区,2024,「届出・証明・住民の手続き」港区公式ホームページより
https://www.city.minato.tokyo.jp/shibakoseki/kuse/kocho/faq/todokede/030.html
（2025年2月7日最終閲覧）

周南市,2017,「戸籍」周南市公式ホームページより
https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/20/2630.html　（2025年2月7日最終閲覧）

[80] 内閣府男女共同参画局,2023,「夫婦の姓（名字・氏）に関するデータ」
https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html#:~:text=%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%EF%BC%882023%EF%BC%89%E5%B9%B4,%E5%A7%93%E3%82%92%E9%81%B8%E6%8A%9E%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82　（2025年2月7日最終閲覧）

者控除や第３号被保険、遺産相続などの例を挙げ、現在の制度ではさまざまな社会保障において配偶者に特権があり、金銭面において婚姻をしている夫婦がしていない人に比べて非常に有利である問題を指摘した。その結果、女性の労働が制限されたり、単身者はもちろんのこと法律婚ではない事実婚カップルや法律婚ができない同性カップルが生活面で非常に不利益を得たりしていることを確認した。伊田はこれらの問題を家族単位であることが原因だとし以下のように指摘する。

「家族単位の社会諸制度は家族の多様化（核家族、共働き世帯、離婚者、単身家庭、単身世帯、事実婚世帯、同性婚世帯等）に対応できず、『標準世帯』以外に不利益をもたらし、女性差別を結果する。」[81]（伊田 1998:79）

そしてこれらの問題がシングル単位制を用いることで解決すると提言する。というのも、「妻」「夫」「親」などといった役割ではなく、個人一人一人で保障されることによって、肩書きによる差別化が図られないからだ。伊田が示すシングル単位の社会では国家・行政は誰と誰が生計を一つにしているか、扶養義務があるかを知らない。つまり公的に家族に対して扶養義務関係を特定しない。（義務をなくすというよりは、義務を家族以外の社会全体的に拡大する。）国家・行政は、各個人の住所と所得を把握し、それに基づく税・社会保険料などの徴収、社会的諸サービスの提供が中心任務となる。（伊田 1998:106）その結果法律婚夫婦への特権が消失し、多様なパートナーシップへの自由度と受容度が上がる。これは女性やマイノリティを含めた個人の尊厳を守ることにも繋がり、現在の婚姻制度が有する課題を解消する手立てであると考える。

伊田（1998）が提唱するように個人単位での社会保障を担保することによって、法律婚が持つ特権を排除すると同時に、これまで社会的に排除されてきた多様なパートナーシップを受け入れる社会を構築できると考える。一方で「家族」という規範が薄れることにより、これまで家族が担っていたケア（特に介護や子育て）を行う代替機関が必要になることも予想できる。少子高齢化、核家族化、生涯未婚率の上昇、女性の社会進出といった現代日本の潮流を踏まえると、家族の役割を社会全体で担う仕組みが求められる。加えて国家がそれを支える中心的な役割を果たす構造が最も理想的だと考える。そこで次項ではケアにかかる費用を社会全体で分担するとともに、直接的な支援として国家が費用を保障する「ケア単位への給付」について述べる。

3.1.2 ケア単位への給付

本項では伊田（1998）のシングル単位論に加えて相馬・松木編(2020)の　『子育て支援を労働として考える』を参考にケア単位の給付の可能性について考察する。「家族」単位から「シングル」単位に変革することは、医療面での有事の際や介護・子育てを家族に依存して

---

[81]「標準世帯」とは 夫が働いて収入を得て、妻は専業主婦、子どもは２人の４人世帯の家族構成のこと
是枝俊悟,2018,「総世帯の 5%にも満たない『標準世帯』」
https://www.dir.co.jp/report/column/20180710_010074.html　（2025 年２月７日最終閲覧）

いた社会からの脱却も促すことができると考える。というのも前章で度々述べた通り、法的に婚姻された夫婦のもとにある家族・親族でないと手術の同意や面会制限されていたことや、介護や子育てといったケア面は「家族がするものだ」という前提が強く根付いているからだ。しかしこの現状は家族がいることを前提とし、同時に家族以外を「他人」として排除する社会構造だと言える。さらに伊田（1998）はこの構造は女性差別にもつながると以下のように指摘する。

「家族（世帯）を単位とし、その中の社会保険料・税を免除する代わりに、家族＝女性に社会保障の代替活動をさせ、世帯男性の所得を通じて調整＝扶養関係を強化することになる。妻の無賃労働によって社会保障の代替活動としていることは、女性にその役割を強制し、単位の中に埋没させ、自立を妨げる。」

本論文の第 1 章第 2 節第 2 項でも述べた通り、現行の婚姻制度に基づく制度は女性の労働を抑制し、代わりにケア労働を担わされている。実際に内閣府の調査によると介護の担い手の状況は、同居の主な介護者のうち約 65%が女性であり、介護や看護を理由に離職する人のうち女性は 75.1%である。[82] また、育児休暇の取得率は増加しているものの依然として 46.9%の女性が出産を機に離職する傾向が続いている。[83]

しかし、このような制度は作られた当初の社会構造には適していたかもしれないが、時代の変化を経た現代社会においては時代齟齬だ。というのも結婚して離婚せず子どもと暮らす「標準家族」の数は減少しており、家族の規模の縮小、一人暮らしの増加、晩婚化、生涯未婚率・非婚率の上昇、合計特殊出生率の低下、高齢化、そして女性の高学歴化、女性の雇用労働者化の進行など社会構造は目まぐるしい変化を遂げている。（伊田 1998:175）加えて家族・カップル形態の多様化も相まって、これまでは有効であった、家族単位によって女性がケアを行う構造は、現代の日本社会においてもはや成り立たなくなってきたと言えるだろう。

そこでシングルでの社会保障がされた上で、ケアは家族（特にその中の女性）が行うべきものではなく、社会全体として支え、ケアにかかる費用を国家が負担するべきだと考える。つまりこれまで家族内に完結していた連帯を社会的に作ることである。具体的には育児や介護を家族（特に女性）だけでやるのではなく、社会的労働として評価し賃金を与える。近本（2020）も以下のように述べ、日本が親に依存した子育て環境であることを指摘した上で、

---

[82] 内閣府男女共同参画局,2021,「第 2 節高齢期の暮らしの動向（2)」
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/html/zenbun/s1_2_2.html#:~:text=%E3%81%BE%E3%81%9F%E3%80%81%E6%80%A7%E5%88%A5%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%AF%E3%80%81%E7%94%B7%E6%80%A7,2%EF%BC%8D2%EF%BC%8D13%EF%BC%89%E3%80%82　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

[83] 内閣府男女共同参画局,2019,「共同参画」
https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2019/201905/201905_02.html#:~:text=1.%E7%AC%AC1%E5%AD%90%E5%87%BA%E7%94%A3%E5%89%8D%E5%BE%8C%E3%81%AE%E5%A5%B3%E6%80%A7%E3%81%AE%E7%B6%99%E7%B6%9A%E5%B0%B1%E6%A5%AD%E7%8E%87&text=%E5%B0%B1%E6%A5%AD%E3%82%92%E7%B6%99%E7%B6%9A%E3%81%97%E3%81%A6,%E7%8A%B6%E6%B3%81%E3%81%A7%E3%81%99%EF%BC%88%E5%9B%B3%E8%A1%A81%EF%BC%89%E3%80%82　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

社会単位で向き合う必要性を示している。

現代のように産んだ親だけが子育てに責任を持つ社会は文化的にみても歴史的にみても極度に偏在したものだと考えられる。母親ひとりで子育てをせざるを得ない現代日本において、子育て支援・その労働を作り出そうという動きが当事者から出てきた理由は、ひとりでは担いきれない『子どもの善き育ちのサポートという仕事』が質量共に大きいことを示しているのではないか。近代になって初めて出現した大量の高齢者のサポートと同様に、相互扶助が無い限り存在そのものが困難な人々の『生を支える仕事』は社会全体で考える必要がある。」(相馬・松木編 2020:41)

ケア労働を家族だけでなく社会全体で支えることにより、過度な家族への負担が軽減するだけでなく、これまでの法律婚・家族主義によって介護や子育ての権利を剥奪されていた同性カップルや事実婚カップルにも平等に権利が与えられることにつながる。さらに恋愛関係に限らず友人や地域の繋がりでの親密圏にも広げていきたい。これにより単身者での孤立化も防ぐことができ、生涯未婚化並びに少子高齢化の進む現代では非常に有効な策だろう。

3.1.3 婚姻制度の今後

これまで婚姻は民法で定められた様々な権利（夫婦相互の扶養の権利・夫婦財産上の権利・配偶者相続権・離婚給付の権利）や社会保障上の各種の受給権、税法上の特典など、配偶者としての身分に伴う各種の財産上の利益を付与し、社会的にもさまざまな便益をもたらしていた。(石井 2016:149) しかし前項で述べた通りシングル単位・社会単位での保障や国家によるケア給付が実現された場合、これまで社会的役割を担っていた婚姻制度はどうなるのだろうか。結論から言えば婚姻制度は形骸化するだろう。言い換えると婚姻を届け出る必要性が消滅すると考える。もちろん婚姻が担っていた生涯のパートナーを第三者から承認されたい心理面については継続されると考え、次節にて扱うがここでは社会的役割に特化して述べる。ここで再度婚姻の法的な定義や義務を示す。

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。(憲法 24 条第 1 項)

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕(憲法 24 条第 2 項)

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。(民法第 750 条)
夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない。(民法第 752 条)

ここから改めて婚姻制度は戸籍と紐づいて家制度の名残を受け継いでいることと、夫婦での協力が重んじられていることから、婚姻制度が家族単位での社会構造の一端を担ってい

ることが読み取れる。したがってシングル単位での保障やケア単位での給付が実現し、国民一人一人が「妻」「夫」「子ども」といったような家族内の属性ではなく、それぞれ個人として認識される社会が構築されれば、婚姻制度が果たしてきた役割は消失し、婚姻をする目的も薄れると考えられる。

以上を踏まえ、家族単位であった社会保障やケア労働をシングル単位や社会単位で保障する仕組みが整備されることによって、婚姻制度が担ってきた結婚や家族の社会的役割が解除される。その結果、これまで現行の家族主義や標準家族を前提とした婚姻制度が原因で不利益を被ってきた多様な形態のカップルや生涯単身者、あるいは労働を制限されてきた女性たちの自由度が高まると同時に、婚姻の有無による格差も解消されると考える。一方で婚姻や家族が果たしてきた心理的役割は、家族という規範がなくなった後の社会でも保障される必要があるだろう。次節では結婚や家族が担ってきた心理的役割を代替する仕組みについて考察する。

3.2　婚姻・家族の「心理的役割」に代わるシステムの構築

本論文では日本社会が「法律婚を強いられる社会」となっている背景として、人々が孤独を恐れ、安心できる居場所を求める心理や、その関係性が永続的であることを第三者に承認されたいという欲求があると述べた。そして現状ではそのようなパートナーシップを法的に承認される手段が婚姻に限られていることが要因の一つであると指摘した。また、法律婚主義の影響として、社会保障や病気・事故などの緊急時や子育ての面で家族や配偶者に様々な特権が与えられることから経済的な安心感と様々な権利を得られる点や、「結婚している」という社会的なステータスを得られる点が、婚姻を選択する動機となり、それが法律婚をさらに強化する結果につながっていると考えられる。

では、前節でも述べた通り、婚姻の有無に関わらず個人単位で保障が平等に得られる社会になり、法的に結婚している特権が限りなくゼロに近づいた時、人々はどのような関係性を求めるのだろうか。そして形骸化した婚姻制度に代わり、どのような環境が整えられるべきなのだろうか。以下ではこれまでの研究を踏まえ自分なりの考察を述べる。

3.2.1 婚姻制度からファミリーシップ協定へ

結論から述べると、私はたとえ法律婚の特権がなくなったとしても人生の中で互いを心から承認し合える人に出逢えたら、その人との関係性を特別なものにしたいという思いが生まれると考える。法律婚主義がなくなることでむしろ、保障や特権といった外部要因ではなく、純粋な結びつきを求め、国家の承認を得るためではなく互いに承認し合うためにパートナーシップを結びたいと考えるのではないか。第 2 章でも取り上げたように、2015 年に渋谷区が初めてパートナーシップ制度を導入して以降、多くの自治体がこの制度を取り入れている。法律婚と同様の権利が得られなかったとしても、非常に大きな反響を呼び、導入が全国に広がったことは「自分たちの関係性を家族として認めてほしい」とパートナーとの関係性を公的に証明するものを求める切実な思いを持つ声が司法を動かすほど大きいことの表れではないか。同性婚を求めた裁判が行われていることが話題になっていることもその

一例だと言える。[84]
とはいえ現行のパートナーシップ制度はLGBTQカップルが「結婚に相当する関係」を証明するためのものに限られている。[85] しかし、パートナーシップ、つまり「結びつき」は恋愛に限定されるものではなく、友愛や敬愛など幅広い関係性を含むべきだと思う。もちろん誰かと積極的に関係性を結ばない人や、自己愛として自分との結びつきを大切にする人も含めて全ての結びつきが平等に扱われるべきだと考える。そして関係性は性別や年齢、血縁などに縛られる必要はなく、必ずしも二者間だけで結ばなくてはならないものでもない。このような考えをもとに私は「ファミリーシップ協定」を提案する。この制度は既存の婚姻制度やパートナーシップ制度を超えて、さらに多様なつながりを尊重する仕組みである。[86]

このファミリーシップ制度の理想を具体的に示すために現在TBSで放送中のドラマ「ライオンの隠れ家」を取り上げる。このドラマは小森洸人・美路人兄弟が「プライドの仲間」として、血縁や家族の規範にとらわれない新しい家族の形を築いていく姿が描かれている。[87] 物語は洸人と美路人兄弟がともに平穏な生活を送っていたところにライオンを名乗る少年が突然現れるところから始まる。ライオンはかつて兄弟の姉として育った愛生の息子であり、父親である祥吾によるDVから逃げるために兄弟のもとに預けられたことが後に判明する。祥吾は定位家族がいないことから血縁で結ばれた家族の存在に対する執着が強く、その思いが屈折して息子のライオンと妻の愛生に暴力を振るってしまう。一方血縁関係はなくてもライオンと小森兄弟は共同生活を送りながら信頼を築き、「プライドの仲間」として絆を深めていく。劇中では、法的な家族関係がないことでライオンが熱を出した時に保健証が出せず病院で苦労する描写がある。これは現実世界でも、血縁や法的家族に特権が与えられている不条理を象徴していると言える。最終的に、愛生やその協力者である柚留木もプライドの仲間に緩やかに加わり、固定された家族観を超えた、信頼と絆でつながる関係の重要性が提起される。[88] この「プライドの仲間」の形こそ、ファミリーシップ協定の目指すべき

---

[84] 2019年に性別を問わず結婚ができるようになるよう「結婚の自由をすべての人に」訴訟が始まった。5都市の裁判所で一斉に提訴され、2024年12月現在では札幌・東京・福岡で同性婚を認めない法制度は「違憲」とされた。しかし国側は憲法上で同性婚を想定していないことに加え、同性婚を異性婚と同視するだけの社会的承認は得られていないとし、控訴棄却を求めており、依然として国家と国民の間には軋轢があることがわかる。
Marriage For All Japan-結婚の自由をすべての人に-,「裁判情報」
https://www.marriageforall.jp/ (2025年2月7日最終閲覧)
「同性婚認めない法制度は『違憲』福岡高裁判決　2審で3例目」2024年12月13日
毎日新聞　https://mainichi.jp/articles/20241212/k00/00m/040/213000c　(2025年2月7日最終閲覧)
[85] みんなのパートナーシップ制度「パートナーシップ制度について」https://minnano-partnership.com/partnership/about　(2025年2月7日最終閲覧)
[86] 現在一部の自治体ではパートナーシップ制度の広義版として「ファミリーシップ制度」が採用されているところもあるが、パートナーシップ制度同様LGBTQのパートナーを基本にその子どもと親を含む関係性に留まっている。
[87] 劇中ではライオンの群れを表すプライドという言葉に擬えてプライドの仲間という言葉を使用している
[88]「ライオンの隠れ家」では自閉症スペクトラム症を持つ美路人のケアを唯一の家族である洸人が自分の時間ややりたいことを犠牲にしてまで抱え込む描写や、美路人が洸人から

方向性の一例と考える。

以上より法律婚が強いられることのない社会の実現のためには、3 つの改革が必要だと考える。まず1つ目はシングル単位での社会保障の導入だ。家族単位ではなくすべての人が平等に社会保障を受けられるようにすることで、婚姻の有無によって生じる格差をなくす。これは制度面での公平性の担保だけでなく、家族に依存する社会構造からの脱却及び単身者の孤立を防ぐことも目指すことができると予想する。

2 つ目はケアを社会全体で支える仕組みの構築だ。現在は子育てや介護といったケアの多くは家族が担うことが基本とされているが、これを社会全体で分担し、国家がケアにかかる費用を積極的に負担する体制を整える必要があると考える。これにより、「家族がすべき」という固定観念や家族への過剰な負担を解消し、誰もが自分らしい生活を送りやすくなる。また、これまでケアの主体になることが多かった女性の労働機会や教育の機会を守ることに繋がったり、子育てや介護をする人の貧困も軽減することに繋がったりすることが推測できる。このケア単位での給付とシングル単位の保障が組み合わさることで、これまでの伝統的な家族観にとらわれず、多様な家族の形やライフスタイルに対応できる柔軟な社会を実現できると考える。

そして3つ目はファミリーシップ協定の導入だ。一対一の男女に限られていた法律婚の代わりに、多様な結びつきを公的に認める新たな仕組みを提案する。これは血縁関係によるものや恋愛感情に基づくものだけでなく、友情や地域での絆など、多様な関係性を含む。これらの改革により、法律婚の特権がなくなり、法律婚が強いられることが無くなるだけでなく、結果として人々が主体的に選択できる多様な関係性が平等に保障されることが期待できる。シングル単位での保障とケア単位への給付との相乗効果によって、特に法律婚・家族主義によって介護や子育ての権利を剥奪されていた同性カップルや事実婚カップルにもこれまでの法律婚夫婦と同様の権利が得られることや、家庭内のケア労働に従事せざるを得なかった女性たちを解放することにもつながる。

一方で本制度の導入により現在の婚姻制度を施行している社会と変わらず単身者の孤立や疎外感につながるという指摘もあるだろう。そこで「誰とも協定を結ばない単身者が不利益を被る」ことがないよう、シングル単位での保障を手厚くすることが重要であると考える。具体的には単身者向けの介護・医療支援の拡充や医療や介護の公的な後見人制度の導入などが挙げられる。ただここの具体案については当事者の方からの事情聴取も必要だと思うため今後より深めていきたい。少子高齢化が進み、法的な家族がいない高齢者が増えることが予想される中で、こうした改革は有事の際に信頼できる友人や地域の人が助け合える社会を作り、孤立を防ぐ有効な手段となると考えられる。つまり、ファミリーシップ制度で多様な関係性を認めつつ、個人単位の保障も整えれば、どんなライフスタイルでも安心して暮らせる社会に近づくと考える。

自立し始めた時に洸人は自分の存在価値を見失う描写が描かれており、家族だけでなく社会全体でケアを支える必要性も訴えている。
TBS テレビ「金曜ドラマ　ライオンの隠れ家」
https://www.tbs.co.jp/lionnokakurega_tbs/about/　（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）

おわりに

本論文では現代社会が「法律婚が強いられている社会」であり、法律婚を選択した夫婦に特権が与えられる一方で、法律婚を選ばない人や、選ぶ権利すらない人が不利益を被ることを問題だと指摘した。またこのような社会構造が形成された原因を探るとともに、誰もが自由にパートナーシップを選択し、その選択によって不利益を被ることのない社会を実現する方法を模索した。婚姻制度の定義や歴史を研究する中で、私たちが当たり前のように想像する結婚や家族の定義や概念は、実は曖昧なものであり、時代や社会の変化によって幾度となく変容してきたことがわかった。だからこそ現代社会の多様な変化に対応し、現行の婚姻制度を柔軟に変革していくことは自然なことであり、早急に求められていると言える。本論文では、現行の婚姻制度の課題点や現代社会の潮流を踏まえた結果必要な変革として、シングル単位での保障・ケア単位での給付・ファミリーシップ協定の導入の 3 つを提案し、多様な生き方や関係性が尊重される社会の構築が期待できると結論づけた。

一方で、3 つの改革が導入された社会で、新しい生命が誕生した際の具体的な運用方法や、3 つの改革と現行の制度をどのように調和させるかなど、より現実的な導入の仕組みについては今後の研究の課題としたい。

改めて本論文の執筆を通して、婚姻制度が単なる社会の仕組みではなく、人々の生き方や価値観に大きな影響を与えていることを強く実感した。また、自分自身も婚姻や家族に対して固定概念を持っていて、型にはまった結婚生活を思い描いていたことを痛感した。本論文では婚姻制度や家族に焦点を当てたが、これからの社会は、多様な関係性が尊重されるべきであり、その実現には一人ひとりが自分の人生に関わる選択を主体的にとることができる仕組みが必要不可欠であると改めて感じた。私はこれからも誰もが主体的に選択をすることができ、その選択によって不利益を被ることのない社会の仕組み作りについて、引き続き関心を持ち続け、考えを深めていきたい。

参考・引用文献

石井昭男, 2016,『同性婚-だれもが自由に結婚する権利』株式会社明石書店
池田和臣・山本真吾・山口明穂・和田利政編, 2023,『国語辞典第十二版』旺文社
伊田広行, 1998,『シングル単位の社会論―ジェンダー・フリーな社会へー』世界思想社
伊藤周平, 2018,『社会保障入門』ちくま新書
植村恒一郎, 横田裕美子ほか, 2022,『結婚の自由―「最小結婚」から考える』白澤社
大原良通, 2023,「家族のかたち」、神戸学院大学出版会
小泉明子, 2010,『家族社会学を学ぶ人のために』井上眞理子編、世界思想社
小浜逸郎, 2007,『結婚という決意』PHP 研究所
キム・ジヘ, 2024,『家族、この不条理な脚本』大月書店
阪井裕一郎 2022,『事実婚と夫婦別姓の社会学』白澤社
佐藤信, 2019,『日本婚活思想史序説―戦後日本の幸せになりたい』東京経済新報社
佐藤留美, 2008,『結婚難民』小学館
千田有紀, 2011,『日本型近代家族―どこから来てどこへ行くのかー』勁草書房
中村正, 1998,『家族のゆくえ　新しい家族社会学』人文書院
永田夏来, 2017,『生涯未婚時代』イースト新書
________, 2019,『よくわかる家族社会学』西野理子・米村千代編著 ミネルヴァ書房
星野智子・和田美智代, 2010,『家族のこれからー社会学・法学・社会福祉学からのアプローチー』三学出版有限会社
山田昌弘, 2014,『「家族」難民　生涯未婚率 25%社会の衝撃』朝日新聞出版
山田昌弘, 2016,『結婚クライシスー中流転落不安―』東京書籍株式会社
山田昌弘, 2019,『結婚不要社会』朝日新聞出版
________, 2017,『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』大溝茂・太田由加里編著　電気書院
________, 2020,『子育て支援を労働として考える』相馬直子・松木洋人編者　勁草書房

図表

図表 1

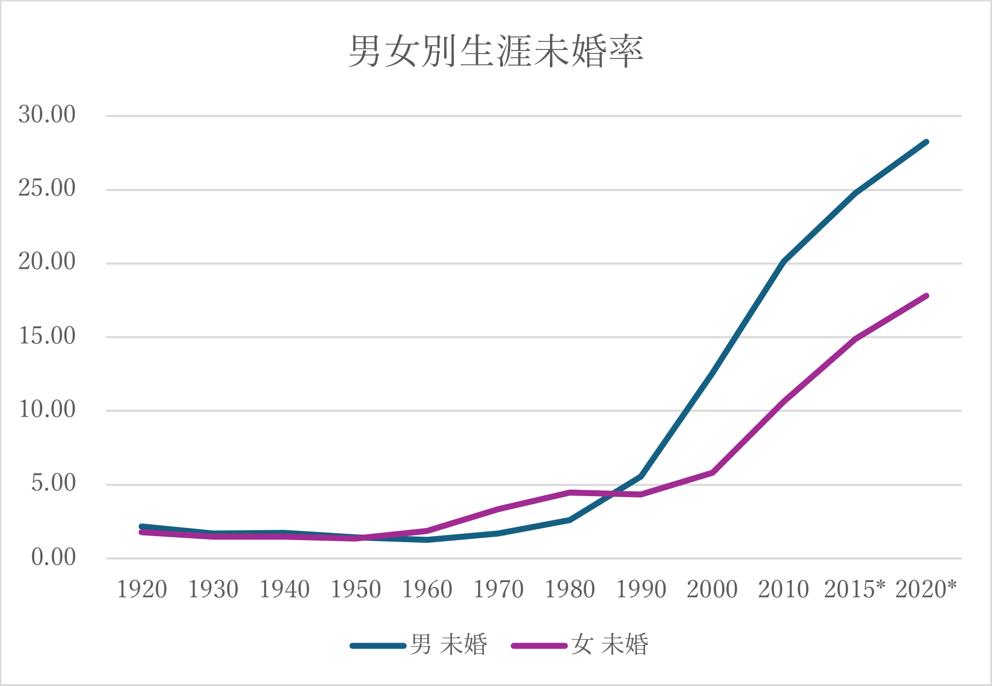

（出典）国立社会保障・人口問題研究所、人口統計資料集 2023 年改訂版、「表 6 性別，50 歳時の未婚割合，有配偶割合，死別割合および離別割合：1920～2020 年」より筆者作成